

文教福祉常任委員会会議録

〔令和5年3月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年3月7日(火) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議案 第12号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育課	4
	議案 第13号	筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育課	8
	議案 第28号	令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について	学校教育課	9
	議案 第14号	筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文化財課	12
	議案 第6号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	15
	議案 第7号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	17
	議案 第17号	令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	高齢者支援課	18
	議案 第19号	令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第2号)について	高齢者支援課	20
	議案 第29号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について	高齢者支援課	24
	議案 第8号	筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援課	36
	議案 第9号	筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	38
	議案 第10号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	40
	議案 第11号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	45
	所管事務 報 告	子ども安心・安全対策支援事業について	保育児童課	46
所管事務 報 告	病児保育事業について	保育児童課	49	
所管事務 調 査	届出保育施設への助成について	保育児童課	53	

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年3月7日(火) 会場:第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	審 査
	所管事務調査 待機児童対策について	保育児童課	56
	所管事務報告 令和4年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について	健康推進課	60
	所管事務報告 後期高齢者健診の集団健診での実施について	健康推進課	64
	所管事務調査 風しん予防接種について	健康推進課	67
	所管事務報告 出産・子育て伴走型応援事業について	子育て支援課	71
	所管事務報告 新生児聴覚検査について	子育て支援課	73
	所管事務報告 産後ケア事業について	子育て支援課	75
	所管事務報告 医療的ケア児等在宅レスパイト事業の実施について	生活福祉課	78
	所管事務報告 「ふくおか・まごころ駐車場」利用証交付窓口の開設について	生活福祉課	80
	所管事務報告 障害児通所給付費の3月補正について	生活福祉課	82
	所管事務調査 視覚障がい者の安全確保に向けた取り組みについて	生活福祉課	83
	所管事務報告 地域包括ケアシステムについて	高齢者支援課	86
	所管事務報告 令和4年度一般会計補正予算について	学校教育課	95
	所管事務報告 令和4年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について	学校教育課	100
	所管事務報告 本市のICT教育について	学校教育課	105
	所管事務報告 筑紫小学校プレハブ校舎建設完了報告について	教育政策課	110

令和5年第1回(3月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和5年3月7日(火)午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	山本加奈子	副委員長	城健二
委員	上村和男	委員	赤司泰一
委員	阿部靖男	委員	平嶋正一
委員	前田倫宏		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(7名)

議員	八尋一男	議員	辻本美恵子
議員	坂口勝彦	議員	段下季一郎
議員	白石卓也	議員	西村和子
議員	宮崎吉弘		

○出席説明員(23名)

健康福祉部長	森えつ子	健康推進課長	安樂鉄平
健康推進課長補佐兼健康推進担当係長	山田真理子	健康企画担当係長	毛利早希
子育て支援課長	岡嶋桐子	子育て支援担当係長	佐藤武朗
母子児童担当係長	森田薫	保育児童課長	嘉村千穂
保育児童担当係長	末吉裕美子	生活福祉課長	坂田浩章
障がい者福祉担当係長	永田新太郎	高齢者支援課長	古田浩明
高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長	真鍋美香子	指定指導担当係長	平嶋亮
介護保険担当係長	宮下無双	教育部長	長澤龍彦
教育政策課長	吉開和子	庶務担当係長	山内徳章
学校教育課長	高木美智子	学校教育担当係長	城塚晶
教育指導担当係長	石川純快	文化財課長	小鹿野亮

博物館担当係長 藺牟田 美英子

○出席事務局職員（3名）

局 長 嵯峨 栄 二

主 事 井形 光 介

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前9時00分

○委員長（山本加奈子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

それでは、会議に先立ちまして、本常任委員会に平井市長がお見えですので、一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会の山本委員長、城副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今定例会の文教福祉委員会として、条例9件、新年度予算2件、補正予算2件、合計13件の議案の審査等をお願いしております。これらの議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 平井市長、ありがとうございました。

では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時00分

再開 午前9時01分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

傍聴の件を御報告します。本常任委員会に7名の議員が傍聴に出席してありますので、報告しておきます。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて発言してくださいませようお願いします。

また、傍聴の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から、私語は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用してくださいませようをお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、長澤部長がお見えですので御挨拶をいただきます。あわせて、出席職員の紹介をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、おはようございます。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案4件、所管事務報告4件について審査をいただきますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、出席しております学校教育課の職員を自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） お願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） おはようございます。学校教育課の高木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校教育課学校教育担当係長の城塚と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。本件について執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は39ページ、提案内容補足説明書は60ページとなっておりますが、常任委員会資料を別でお作りしていますので、そちらのほうで概要を説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

この条例は、放課後児童クラブの設備・運営の基準などを定めるものです。今回の改正は、国において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、以下の内容を追加するものです。

左から、安全計画の策定——これが第6条の2です、業務継続計画の策定——第12条の2です、を行うこと、それから食中毒の予防等——第13条の第2項、に必要な措置を明確化すること、また、それらについて職員の研修・訓練を行うなどの放課後児童クラブを利用する児童の安全の確保のための条項を追加する内容になっております。

この条例は、省令の施行日に合わせて、令和5年4月1日から施行するものです。なお、安全計画の策定に関しては義務となっていますが、令和6年3月31日までは、これを努力義務とする経過措置が省令において定められているため、附則に規定をしています。

説明は以上になります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、課長の説明の中でも、令和6年3月31日までが計画の努力義務というところなんですけれども、これが施行されることに伴って、市としての計画の策定の考えについてお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 安全計画の策定に関しては、今業務を委託していますNPOのほうと協議を行いながら、内容を、計画をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 自動車の所在確認というようなことが書いてあるんですけど、児童クラブは自動車を何台所有しているんですかね。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 児童クラブで所有している車両はございません。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。

じゃ、ちょっと私のほうから一つ。

NPOさん、ちくしっ子ネットワークさんは、これだけ追加のお仕事というか、が増えることによって、支援員さんを追加するとか、そういうような計画、または委託料が増加するようなことはあるのでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今回の改正については、そもそもの条例の中でもうたっていないわけではなくて、例えば、安全計画とか業務継続計画、そういった文言は使っていないんですけれども、今も災害時とかそういったときの取組の仕方とか、そういったことはそもそも考えていないといけないことであるので、今回の改正に関して、支援員の増加とかそういったことは発生しないんですけれども、児童の数とかそういったものを見ながら、その辺りはまたNPOさんのほうとも協議をしていきたいと思っています。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 先ほどの質問の関連ですけれども、自動車を所有していないのに、6条の3で自動車を運行する場合の所在の確認というようなことが出てきているんです。それは将来に備えてということでしょうけれども、何で今回それを設置する必要があったんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 所有しているものでなくても、例えば、遠足とかに行ったりするときに車両を使ったり、そういったときには、きちんと点呼をして、みんな乗って、みんな降りたかといったような確認をするようにしないといけないので、そういった意味での追加になっています。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今のは、自分の自家用車を使った場合という説明だったんですか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） そういったこともあるかもしれないですけど、バスを借りてとか、そういったことで事業所外で活動するとき、そのときの自動車運行の際ということになります。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。上村委員。

○委員（上村和男君） 安全計画は、先ほどのお話だと、NPO法人と協議をしているということでしたが、NPO法人に策定を求めているのか、それとも所管の教育委員会と一緒に策定を進めているのか、いつまでにこれはつくられるのか、それから、計画の内容については議会に報告があるのか。もともとこの目的とするところもあると思いますが、そこを少しはっきりさせていただいて、いろんなことが起こったので、国からいろいろ言ってきているので、それに対応するためにやっていることかなと推測しているだけ

なんで、そういう点はどうなのか説明をしていただけますか。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時11分

再開 午前9時12分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、上村議員のお尋ねについてですけれども、議会への報告、この安全計画について個別に報告というものは考えておりませんが、主体としてはNPOさんが策定、つくっていく。その内容の確認は、しっかり教育委員会のほうで行っていきたいと思っております。期限については、先ほども申しあげましたように、来年度末までにはつくっていかないといけないものになるので、しっかり打合せをしてつくっていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第12号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号、筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正

する条例の制定についての件を議題といたします。本件について執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、議案第13号、筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は42ページ、提案内容補足説明書は64ページとなっておりますが、先ほどの条例の一部改正の資料、常任委員会資料の下段のほうで説明をいたします。御覧ください。

今回の改正は、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法が公布されたことに伴うものです。

改正内容は、子ども・子育て支援法の第19条第2項が削除され、第1項のみとなることに伴い、本条例の中で引用している第19条第1項第1号という文言を第19条第1号と改めるものです。

なお、下に参考として囲んでおりますが、子ども・子育て支援法第19条は、子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条文です。こども家庭庁が内閣総理大臣を長とする内閣府の外局として設置されることに伴い、法第19条第2項の厚生労働大臣との協議に係る条文が必要なくなりましたので、削除されたものです。

説明は以上です。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第13号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第13号、筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべ

きものと決しました。

続きまして、議案第28号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算についての件を議題といたします。本件について執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、議案第28号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について御説明いたします。

まず、奨学資金貸与事業の目的ですが、就学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により進学または就学が困難な生徒に対して、学資を貸与し、有用な人材の育成を図るというものでございます。

特別会計の予算書は53ページからとなっています。こちらも別紙のほうの資料でグラフを作っておりますので、こちらを御覧ください。

まず、歳入歳出の合計は、それぞれ705万1,000円。前年度と比較して105万5,000円の減額となっております。

では、歳入についてです。

1 款財産収入、これは、筑紫野市奨学基金条例に基づく基金が1,653万5,347円あることから、その運用利子となっています。

次に、繰入金、275万4,000円でございます。これは奨学資金特別会計の収支不足を補うための一般会計からの繰入金です。

続いて、繰越金、こちらが1,000円としておりますが、これは名目予算として計上しております。

そして、諸収入、429万5,000円です。これは、一般償還金——奨学金をお返しいただく分の現年度分と滞納繰越分、そして入学支度金立替金の返還金でございます。

次に、歳出です。歳出は下のグラフになります。

需用費が3万9,000円、役務費が4,000円となっています。こちらについては、納付書の印刷製本費、振込手数料、そして奨学資金の貸付金が700万8,000円となっております。

補足になりますけれども、次のページをお開きください。

貸付金の予算の内訳表となっております。

貸付けの継続分が、高校生7人、大学生が3人、合わせて10人で302万4,000円。それから新規の貸付けが、高校生6人、大学生2人、入学支度金の分が84万円、そして奨学金の分が254万4,000円、立替金の分が60万円の計398万4,000円となっております。継続分と新

規分を合計しまして、700万8,000円となっております。

来年度に向けての新規貸付けの状況でございますけれども、現在、高校生から5人、大学生からゼロ人、貸付けの申請が出ている状況にあります。

事業についての予算説明は以上となります。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この事業の周知はどのようにされていますかというのが1点と、それから、新規の分、さっき5人とおっしゃいましたけれども、例えば、6月とか7月、途中の申請も受け付けることができるのでしょうか。この2点についてお尋ねします。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 周知になりますけれども、広報紙、ホームページのほか、中学校での募集を行っております。

それから、新規の貸付けは年度の途中でも受けられます。申請をしていただいて、教育委員会のほうで審議をするんですけれども、その月からということになります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。赤司委員。

○委員（赤司泰一君） この、何かいな、歳出分の64ページばってん、財産収入1っていうのと役務費の手数料4円って何ですか、これ。名目ですか。あ、ごめんなさい。64ページと65の。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、財産収入のほうですけれども、これは歳入、62ページのほうですね。1款1項財産収入となっておりますが、こちらは積立金、奨学基金の積立ての利子がついた分をここに入れるということになるので、それを財源としていると。実際は、何百何十何円という利子がついた分をこちらの歳入に入れているということになります。

○委員長（山本加奈子君） 1,000円ということですね。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。それともう1点、歳出のほうの役務費ですね。こちらは銀行の振替をするときの手数料、銀行さんに支払う分ということになります。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はありますか。

じゃあ、すみません、最後に一ついいですかね。

前年度より105万5,000円減額になっているんですけれども、それは今大変な、まだまだコロナ禍で大変かなと思う中、減っているの、要因を教えてください。要因というか、減額の理由。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 先ほどのグラフを見ていただいてもお分かりいただけるかと思うんですけれども、この会計はほとんど貸付金とその償還ということになります。貸付けのほうは、毎年新規の分としては、ほとんど変わらない人数を条例に基づいて想定しているんですけれども、継続分のほうの人数は変動があるので、その分で減額になっているものとなっています。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

では、ほかありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第28号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第28号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

所管入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前9時26分

再開 午前9時27分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当が入れ替わっておりますので、部長から御紹介をお願いいたします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化財課に替わりましたので、出席しております関係職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○文化財課長（小鹿野 亮君） おはようございます。文化財課長の小鹿野亮でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

○博物館担当係長（藺牟田美英子君） おはようございます。文化財課博物館担当係長の藺牟田美英子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いいたします。

それでは、議案第14号、筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。本件について執行部から説明をお願いいたします。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 議案第14号、筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

資料は、議案書の44から45ページ、提案内容補足説明書の66から67ページでございます。

今回の条例改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が令和4年4月15日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の博物館法の一部改正は、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るためのものであり、その改正に伴い、筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、提案内容補足説明書の67ページでございますが、新旧対照表にお示ししてございますように、当該条例の第1条、目的の中の博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に改めます。これは、博物館法第18条が削除されたことにより、博物館の設置について根拠法が変更になったものでございます。

次に、第3条、事業の中の法を博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という）に改めます。

また、条の繰下げにより、第11条、協議会の設置の中の第20条を第23条に、第22条を第25号へ改めます。これらは文言の変更及び条文の繰下げによる変更でございますので、当該条例の内容に関する変更はございません。

以上で御説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

じゃ、私から一ついいですか。

この博物館法の一部を改正する法律の概要の第3条のところに、博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化を追加するということとか、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光そのほかの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とするというふうなことが明記してあったんですけども、今回、この条例を変えるに当たり、法律が変わったことの事業のところ、第3条のところで、筑紫野市の博物館と五郎山古墳館が何か変わるようなことというのは——ちょっと期待したんですけど、あるんでしょうか。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明を申し上げます。

今般の博物館法の改正でございますけれども、旧来は昭和24年制定の社会教育法に基づきまして博物館は社会教育のための機関と定められてございました。それに基づきまして、旧博物館法がもともとは昭和26年に制定をされているわけでございますけれども、社会教育法の精神に基づいて博物館の設置、運営について定めるとされていたのが旧法でございます。

今般の改正につきましては、博物館に求められる役割が文化観光ということを今、御指摘をいただきましたけれども、求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえまして、社会教育施設としてこれまでに博物館が果たしてきました基本的な役割・機能に加えまして、文化芸術基本法の精神に基づき博物館の充実が文化芸術に関する基本的な施策の一つと位置づけられたことから、制度や規定の見直しが行われたという経緯でございます。

今、御指摘いただきました、例えば、デジタルアーカイブ化ですとか様々な地域の主体と連携協力をするることによる事業展開が努力義務とされておりますので、これまでも博物館の活用については様々な取組事業を展開をしまいったところですが、さらなる活用に向けて努力をしていくということを考えてございます。

以上であります。

○委員長（山本加奈子君） どうもありがとうございました。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第14号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第14号、筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に森部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） おはようございます。健康福祉部の森でございます。

皆様には日頃より本市の福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝を申し上げます。本当

にありがとうございます。

今日は議案9件、所管事務報告11件、所管事務調査4件を御審議いただく予定となっております。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

高齢者支援課より説明をさせていただきます職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） おはようございます。高齢者支援課長の古田です。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 介護保険担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） おはようございます。高齢者福祉担当の課長補佐をしております真鍋といたします。よろしくお願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 指定指導担当の係長をしております平嶋です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） それでは、議案第6号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第6号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正について御説明させていただきます。

議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。提案内容補足説明書は32ページになります。提案内容補足説明書に沿って説明させていただきます。

今回の条例改正は、筑紫地区5市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が令和5年度から大野城市へ交代することに伴い、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものです。改正の内容は、筑紫地区介護認定審査会委員の報酬に関する条項を削除するものとなります。

33ページをお開きいただきたいと思います。条例第2条第9号「筑紫地区介護認定審査会の会長及び合議体の長並びに委員」を削除し、10号から12号を繰り上げるものです。

34ページになります。別表第1に報酬額を記載しておりますけれども、筑紫地区介護認定審査会の区分を削除するものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） この事務局って輪番制だったと思うんですけど、毎回毎回変えるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 筑紫地区5市で2年ごとに交代をしております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 毎回、どこの自治体もその条例改正をするわけですね。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 事務局が替わるたびにその市が条例改正を行っておるところでございます。

○委員（赤司泰一君） 残しときゃいいと思って。分かりました。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） この2年間はコロナ禍の中にあっただと思いますが、特別に御苦勞があったのかなと思ったりしてるんで、2年間で振り返って思うことがあったら一言ぐらい報告していただいたほうが。事務局が移るのでね、あなた方が事務局を担当していて、コロナ禍の中での苦勞、あるいはこういうことに以降は気をつけなければいけないなというようなことがあればお話しくださいとくといいいのかなと思います。なければいいです。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 私は今年度より高齢者支援課のほうに配属させていただきまして、この1年間になりますけれども、審査委員が医療とか介護に関わる人材ということで、やはりコロナの感染があつてはならない方たちだと思います。そういった意味で、審査会を対面で開くことがなかなか難しい状況でございました。その中で、ウェブ審査会などを活用して審査会をほぼ予定どおりに進められたのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

ほかに質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第6号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第6号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第7号、筑紫野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案書の27ページになります。提案内容補足説明書につきましては35ページをお開きいただきたいと思います。

提案内容補足説明書に沿って説明をさせていただきます。

今回の条例改正は筑紫地区5市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が令和5年度から大野城市へ交代することに伴い、筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、筑紫地区介護認定審査会委員の費用弁償に関する条項を削除するものとなります。

36ページをお開きいただきたいと思います。条例第14条第3項を削除するものです。筑紫地区内に居住する介護認定審査会の委員等のもとより、筑紫地区以外に居住する委員についても、実費ではなく定額を支払うという条項がございましたが、その条項を削除するものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第7号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第7号、筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第17号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

特別会計補正予算書、この黄色の表紙のものになりますが、こちらの19ページからになります。提案内容補足説明書につきましては71ページになります。

それでは、提案内容補足説明書に沿って説明をさせていただきます。

歳入歳出の補正としまして、歳入歳出をそれぞれ593万2,000円減額し、歳入歳出予算総額を72億9,570万3,000円とするものでございます。

歳出予算補正の主な内容を説明させていただきます。黄色の表紙の予算書は30ページからになります。

1款3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の審査件数の減少により、負担金を263万2,000円減額するものでございます。

2款1項3目施設介護サービス給付費は、年間利用見込み件数の減少により、1,500万円を減少するものでございます。文教福祉常任委員会説明資料の1ページに給付費の見込

み件数を記載しておりますので、そちらも御確認をお願いしたいと思います。

一番上になりますけれども、当初見込み年間件数は6,769件でしたけれども、令和4年度上半期の実績を基にした現在の見込み年間件数は6,693件で、当初より76件減少の見込みでございます。

続きまして、2款1項6目居宅介護サービス計画給付費です。こちらは介護サービスの利用に当たりケアマネジャーが作成するケアプランの作成料になりますが、年間利用見込み件数の増加により1,500万円増額するものでございます。

資料の1ページ、2段目になります。右側の計のところのように、当初見込み年間件数は1万7,513件でございましたが、令和4年度上半期の実績を基にした現在の見込み年間件数は1万8,248件で、当初より735件増加の見込みでございます。

次に歳入予算補正でございます。予算書につきましては28ページからになります。

7款1項2目その他一般会計繰入金についてです。職員給与の減額により330万円を減額するものです。歳出で御説明しました筑紫地区介護認定審査会負担金の減少により、繰入金を263万2,000円減額するものでございます。

説明については以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

では、一つお尋ねいたします。介護施設サービスの利用件数の減少と、片や居宅介護サービスの利用者の増加ということだったんですけど、主な要因はどういうことだったのか、お尋ねいたします。

宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 12月補正において地域密着型介護サービス給付費の増額を可決いただきましたけれども、そのときと同じような要因で、施設に関しては利用件数が減少傾向、居宅に関しては増加傾向です。

施設に関してはやはりコロナの影響が見られまして、入居者がコロナに感染した場合は長期間病院に転院することになって、その間ほかの入居者を入れるわけにはいきませんから空き状況が多数生じて、施設介護費については利用件数が減っているところなんです。

一方、通所に関しては逆に今までコロナで自粛していた方が使い始めた傾向があると思われませんが、地域密着型介護サービスのみならず、一般的に利用件数が増加傾向にあります。

以上が理由になります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） ちょっと確認なんですけど——確認というか、施設介護サービスと居宅介護サービスは1,500万円減り1,500万円増えて、数字がぴたっと合ってる。それから、高額介護のほうは4万円と審査支払いが4万円の増減。これもぴたっとその辺が合うという。これは別紙で詳しい資料をつけていただいておりますので、たまたま数字がそういうふうになったんだろうと理解しています。たまたまなったんでしょうかという確認だけです。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） もちろん結果的には決算の状況を見てみないと分かりませんが、現在の予測としては少なくとも施設介護サービス費は最低でもこのぐらい減る見込みです。居宅介護サービス計画給付費も、結果は決算を見てみないと分かりませんが、現在の予測としてはおおむねこの数字を見込んでおります。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

○委員（平嶋正一君） はい。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第17号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第17号、令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算

(第2号) についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。古田課長。

○高齢者支援課長(古田浩明君) それでは、議案第19号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第2号)について御説明させていただきます。

黄色の表紙の補正予算書につきましては49ページからになります。提案内容補足説明書は73ページになります。

提案内容補足説明書に沿って説明をさせていただきます。

歳入歳出予算補正前の総額から歳入歳出それぞれ604万5,000円減額し、補正後の額を7,605万8,000円とするものです。

歳出予算補正の内容を御説明させていただきます。予算書の60ページ、61ページになります。

1款2項1目認定審査会費について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、心身の状態に変更がない方の介護認定の更新につきましては、12月の自動延長措置が継続されたことにより審査件数が減少したため、介護認定審査会委員報酬及び費用弁償を604万5,000円減額するものでございます。

歳入予算補正の内容を御説明させていただきます。予算書につきましては、58ページ、59ページになります。

1款1項1目認定審査会共同設置負担金は、歳出の認定審査会費の減額に伴い、共同設置負担金として筑紫地区5市に負担していただいているものを604万5,000円減額するものでございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(山本加奈子君) ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本加奈子君) 平嶋委員。

○委員(平嶋正一君) 負担金がいろいろ5市にあると思うんですけど、参考のために5市の負担金額は今の予算書の中で幾らぐらいになっているのか、教えてください。

○委員長(山本加奈子君) 休憩しなくて大丈夫ですか。

○高齢者支援課長(古田浩明君) しばらく時間をください。

○委員長(山本加奈子君) しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時58分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 令和5年度もこれとほぼ同額になりますが、令和4年度の金額を今から申し上げます。筑紫野市の年間の負担金が1,761万2,300円、春日市1,884万3,000円、大野城市1,693万4,600円、太宰府市1,513万1,900円、那珂川市1,206万200円、計8,058万2,000円となっております。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今、件数を言われましたけど、それは65歳以上の人数ということですか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 今、申し上げましたのは各市の負担金の金額です。

○委員（阿部靖男君） その負担金の金額を出すときは、65歳以上の人数でもって算出するんでしょう。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 金額の計算は、まず職員の人件費などに関わるものは5等分します。それから、審査委員の報酬や費用弁償については各市の審査件数の割合で計算しております。

○委員（阿部靖男君） ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今、金額を言っていて、合計が8,500万ぐらいやったですかね。今回の補正額では7,600万になって、その差はどういうふうに理解したらいいですか。最初、予算を申し上げますということだったんですけども、7,600万という金額が出てののに何で負担金がそんなに違うのかなと思ったんですけども、その差は何ですか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 今、当初予算の金額を申し上げまして、そこから、

今、御審議いただきます減額が行われます。私が今言いました内訳はあくまで当初予算額で、そこから604万円の減額を今から承認いただきましたら、当然、各市の負担額も減額されます。この604万の減額後の内訳は今、手元に計算資料がありませんので、当初予算の内訳を申し上げました。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 申し訳ないです。先ほど審査件数の減少の要因を言われたんですけど、書きとめきれなかったの、もう1回教えてもらっていいですか。

宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 審査件数の減少の理由は、新型コロナウイルスの問題です。

まず一番は、厚生労働省の通達に基づき通常は申請によって訪問調査を行いますが、これがコロナ対策によって難しい場合は訪問調査及び審査を行わず、自動的に12か月有効期間を延長してよろしいという特別措置が実施されていますので、例年と比べまして、そもそも審査をしなくてよい件数が増えました。それが一つの理由です。

もう一つは、審査委員のコロナ感染のリスクを軽減したいということで、審査回数を減らしたり、それから審査会1回の出席人数を5人から4人に減らしたり様々な対策をしました。そういったことで審査回数も減りましたし、委員への報酬支払い額も減っております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第19号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第19号、令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。再開を10時10分といたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時02分

再開 午前10時11分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第29号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について御説明させていただきます。

令和5年度筑紫野市特別会計予算書につきましては、67ページからになります。文教福祉常任委員会説明用資料用につきましては、2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度介護保険事業特別会計の円グラフを掲載させていただいております。歳入歳出額72億4,033万3,000円について、主要予算科目の構成比を円グラフにしております。

まず、上の円グラフを御覧いただきたいと思います。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が24.1%、17億4,747万6,000円となっております。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料である支払基金交付金は25.7%で、18億6,179万8,000円となっております。第1号、第2号の介護保険料が歳入の約50%となり、残り約50%を国、県、市が負担しております。

国庫支出金は20%で、14億4,803万9,000円となっております。県支出金は14.1%で10億2,361万2,000円となっております。市の負担などである繰入金金は15.9%で、11億4,990万5,000円となっております。

次に、下の歳出を御覧いただきたいと思います。歳出の約90.8%を占めるのが保険給付

費で、65億7,585万4,000円となっております。地域支援事業費が6.7%で、4億8,534万6,000円となっております。

それでは、歳入のほうから御説明させていただきたいと思います。予算書につきましては、76ページ、77ページをお開きいただきたいと思います。

主なものを説明させていただきます。

1 款介護保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料、17億4,747万6,000円です。65歳以上の第 1 号保険者からの保険料です。

2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目介護予防・日常生活支援総合事業受益者負担金、22万3,000円です。総合事業の利用者からの一部負担金です。

3 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料は25万円です。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金11億8,347万7,000円です。国の負担割合に応じて計上しております。

続きまして、78、79ページをお開きいただきたいと思います。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金9,240万円です。75歳以上の高齢者の割合や所得の低い高齢者の割合などで、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために国から交付される補助金です。

2 目地域支援事業交付金（総合事業）8,016万9,000円です。介護予防・生活支援サービス費に係る交付金です。

3 目地域支援事業交付金（総合事業以外）6,034万2,000円です。包括支援事業・任意事業に対する交付金です。

4 目保険者機能強化推進交付金1,535万8,000円です。介護保険における自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、平成30年度に新設された交付金です。

5 目介護保険保険者努力支援交付金1,629万3,000円です。4 目の保険者機能強化推進交付金と同様の目的で交付されるものですが、こちらは認知症施策や生活支援体制整備など総合事業以外の事業まで活用できる交付金となっております。

続きまして、5 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金17億7,521万6,000円です。40歳から64歳の第 2 号被保険者の介護保険料です。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 9 億5,335万7,000円です。県の負担割合に応じて計上しております。

続きまして、80ページ、81ページをお開きいただきたいと思います。

7款の繰入金でございます。1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金8億2,185万9,000円です。介護保険事業に対する市の負担金です。国県と同様に負担割合に応じて計上しております。

2目その他一般会計繰入金1億7,333万6,000円です。職員給与等繰入金です。

3目低所得者保険料軽減繰入金7,712万4,000円です。消費税率の引上げに伴い実施されている低所得者の介護保険料の負担軽減のための繰入金です。

2項基金繰入金1目基金繰入金773万1,000円です。歳出に対して歳入が不足する分について、介護給付費準備基金積立金を取り崩すものです。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1,000円です。令和4年度の繰越額になりますが、名目上、1,000円を計上しております。

82ページ、83ページをお開きいただきたいと思います。

9款諸収入3項雑入3目雑入771万1,000円です。配食サービス事業の食材費の負担金となっております。

歳入合計は以上で、72億4,033万3,000円となり、前年度と比較して2億2,160万1,000円の増額となっております。

次に歳出を御説明させていただきます。予算書の84ページ、85ページをお開きいただきたいと思います。

主なものを御説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億42万7,000円です。介護保険事業における人件費等となっております。

続きまして、86ページ、87ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費377万4,000円です。保険料納入通知等に関する経費となっております。

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費2,342万7,000円です。介護認定審査会運営に伴う職員の人件費、筑紫地区5市で運営している介護認定審査会事業に対する負担金等を計上しております。

4項認定調査費1目認定調査費4,560万2,000円です。認定調査職員7名の報酬及び主治医の意見書作成料等です。

続きまして、88ページ、89ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費 5 目趣旨普及費29万2,000円です。介護保険料のガイドブック、保険料に関するお知らせ等、啓発に係る費用となっております。

6 目運営協議会費 1 目運営協議会費36万4,000円です。介護保険事業の運営や事業計画の策定を審議いただく機関で、市民代表、医療・介護の専門分野、各団体からの選出により構成されております。13名の委員により4回の開催を予定しております。

続きまして、2 款保険給付費です。1 項介護サービス等諸費は、要介護1から5の方が対象となっております。主なものといたしまして、1 目居宅介護サービス給付費26億7,609万6,000円です。ホームヘルプやデイサービス等の在宅サービスの給付費となっております。

2 目地域密着型介護サービス給付費 9 億9,694万4,000円です。住み慣れた地域で生活を続けるために、市内の事業所にてサービスの提供を受けるものです。

続きまして、90ページ、91ページをお開きいただきたいと思います。

3 目施設介護サービス給付費19億6,004万6,000円です。施設に入所して、入浴、食事などのサービスを受ける費用となっております。

6 目居宅介護サービス計画給付費 2 億8,404万3,000円です。サービスを受けるためのケアプランの作成費用となっております。

続きまして、2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費は要支援1・2の方が対象となる経費となっております。主なものといたしまして、1 目介護予防サービス給付費 2 億4,266万2,000円です。通所リハビリテーション、ショートステイ等の給付費です。

92ページ、93ページをお開きいただきたいと思います。

2 款保険給付費 3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費 1 億6,446万6,000円です。要介護1から5の利用者負担金が高額になったときに、上限額を超えた分を支給する費用となっております。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費2,543万5,000円です。医療と介護の利用料を重複して支払う方の負担軽減を図るものです。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費 1 億1,448万1,000円です。要介護1から5の低所得の方の施設利用料の負担軽減を図るものです。

続きまして、94ページ、95ページをお開きいただきたいと思います。

3 款地域支援事業費です。地域支援事業費につきましては、配付しております一枚ものこちらの資料に具体的な事業の説明を記載しておりますので、併せて御覧いただきたい

と思います。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、2 億 8,659 万 7,000 円です。要支援 1・2 の方及び基本チェックリスト該当の総合事業対象者が利用するホームヘルプやデイサービスなどの費用です。

具体的には訪問型サービス A として掃除等の生活支援、通所型サービス C としてカミーリヤで開催する足腰元気になろう塾を委託して行っております。給付費は介護事業者によるサービスとなっております。

続きまして、2 項一般介護予防事業費 1 目介護予防事業費 2,136 万 3,000 円です。原則 65 歳以上の方ならどなたでも受けられるサービスで、カミーリヤの健康トレーニング室やプールを使った指導、地域の集いの支援事業に係る経費を計上しております。

具体的には、介護予防普及啓発事業では介護予防活動支援といたしまして、地域サロン等へ地域包括支援センターの職員を講師として派遣をしております。また、筑紫野元気教室、ミニ元気教室として、公民館で地域と共同で実施する運動教室を開催しております。また、カミーリヤ運動教室につきましては、健康推進課、国保年金課と共に業務を委託しており、介護予防分の委託費を当課で計上しております。

地域介護予防普及啓発事業では、高齢者健康学級における健康づくり運動サポーターの派遣や、介護予防音楽療法事業として地域サロン等へ音楽療法士を派遣し、音楽を利用した介護予防運動を行っております。

予算書につきましては、96 ページ、97 ページをお開きいただきたいと思います。

3 項包括的支援事業・任意事業費です。1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費 1 億 657 万 1,000 円です。こちらにつきましては、地域包括センターの運営管理費となっております。

具体的には、地域包括ケアシステムを構築するための地域包括ケア推進会議や、個別ケースについて、多機関、多職種 of 専門職が多角的視点から検討を行い、高齢者の自立支援に向けての助言を行う自立支援型地域ケア会議及び地域包括支援センターの委託料となっております。

地域包括支援センターの委託料でございますが、来年度は 4 か所ある地域包括支援センターの職員を各 1 名ずつ増員するために委託料を増額しております。

文教福祉常任委員会説明資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。地域包括支援センター職員の増員について、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

令和4年度の各地域包括支援センター職員の配置状況につきましては、①のとおり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員各1人の計4人としております。前回増員した平成27年度からこの人員体制となっております。

次に、②は前回増員した平成27年度との65歳以上高齢者数の比較です。全体の伸び率は1.22倍となっており、職員1人当たりの高齢者数は、全ての地域包括支援センターにおいて1,500人を超えております。

③は国の評価指標による現状の確認です。国の評価指標とは、地域包括支援センターの事業についてこの指標を用いて評価を行うことにより、改善等必要な措置を講じるよう介護保険法に定められているものです。評価指標では、職員1人当たり高齢者数1,500人を超えると、増員の検討が必要とされております。そのため、各地域包括支援センターに1人、合計4人を増員するために予算を増額させていただいております。

増員の件についての説明は以上となります。

続きまして、2目任意事業費です。4,448万9,000円です。法令の趣旨に沿って市町村が必要と判断し実施する事業で、高齢者の地域における自立した日常生活の支援を行います。

具体的には、高齢者法律相談や食の自立支援事業、介護相談員派遣事業として、介護相談員が介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や御家族のお話を聞き、問題の改善を図る事業及び成年後見支援を行っております。

予算書の98ページ、99ページをお開きいただきたいと思います。

3目になります。認知症総合支援事業費401万4,000円です。具体的には認知症初期集中支援推進事業として、物忘れあんしんサポートチームのチーム員が自宅訪問し、困り事を伺い、生活を支援する事業を委託しております。また、認知症ケア向上支援事業として物忘れ相談事業を行っており、こちらにつきましては、筑紫医師会でかかりつけ医による認知症に関する相談対応ができるよう、研修を実施した医師を物忘れ相談員として登録する事業です。また、介護を考える家族の会の活動支援も行っております。

続いて、4目生活支援体制整備事業費603万9,000円です。この事業は、地域の支え合い運動を推進するために、生活支援コーディネーターを配置して、支え合いのまちづくりを推進する事業で、社会福祉協議会に委託しております。

続きまして、5目在宅医療・介護連携推進支援事業費333万3,000円です。地域で必要な医療・介護サービスを継続的、一体的に受けられることができる体制づくりを推進する事業です。

以上が3款地域支援事業費の内訳となります。

続きまして、予算書の100、101ページをお開きいただきたいと思います。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金積立金の利子分として4万円を計上しております。

続きまして、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金は200万円です。

以上が歳出になりまして、合計が72億4,033万3,000円となり、前年度と比較いたしまして、歳入と同様に2億2,160万1,000円の増額となっております。

以上が歳出歳入の主要な項目についての御説明となります。

文教福祉常任委員会説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。参考資料といたしまして、高齢者人口・介護認定等の推移、保険給付費の推移を掲載しております。

上の表が高齢者人口・介護認定者等の推移です。第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、サービス利用件数の全てについて、平成29年度から右肩上がりに上昇しております。その状況を踏まえ、令和5年度の推計につきましても全ての人数が前年度より増加すると見込んでおります。

下の表は保険給付費の推移です。サービスの利用者数は毎年増加しております。それに伴いそれぞれの保険給付費も増加していることから、令和5年度のそれぞれのサービス費の計上についても増加を見込んで計上をしております。

以上が令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の説明となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 来年度、地域包括支援センターに一人ずつ増員というお話でしたけれども、増員する職員の採用見込みというのは立っているのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 説明させていただきます。12月の予算後に各地域包括支援センターに人員を1名ずつ増員をお願いしたところでございますが、最近伺ったところではなかなか集まってこないという報告を受けております。具体的には、二つの地域包括支援センターでまだ人員がそろってないということを伺っております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 皆さんの所管のところだけではないと思っているんですが、地域包括ケアシステムをつくり上げる中心的な所管になるんだろうと思っています。そういう点で、予算の中で、高齢者が増えてきたので地域包括支援センターに1名ずつ増員というのは「なるほど」と思いますし、その地域包括ケアシステムをつくり上げるための協議会のようなものは予算化されているようですが、この時期に特別に……。あと2年しかありませんので。聞き及ぶところ、2025年には地域包括ケアシステムをつくり上げるというふうに認識しています。間違っていれば違いますよと言っていただきたいのですが、それに向けてどういうふうに予算組みがなされているのか。ここにはまだ予算が特別にあっておりませんか。6月議会か何かで市長の施政方針が明らかになった後にそういうふうになるのか、第七次総合計画の中に織り込まれていく予定ですか、何かそういうものがないと、この予算だけではどうするのが私には見えてきにくいので。

皆さんの説明が悪いと言ってるんじゃないですよ。私の理解力がないのか、この予算だけ見ても、ここからは地域包括ケアシステムを完成させていく予算組みにはなっていないなと思うんですが、なっているというならばそういうふうに説明していただければありがたいです。なっていないので、6月議会の施政方針後の予算審査の中で始まるのかなと思っていますが、所管課としてはどんなふうに理解されているか、説明してくれますか。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森部長、答弁をお願いします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 地域包括ケアシステムにつきましては、今回予算として計上させていただいた、在宅医療・介護連携、または介護予防・日常生活支援体制などは、この予算の中だけではありません。地域の方の御協力をいただきながらやっけないといけないものと考えておりますので、私たちとしては地域の方の御協力をいただきながら、私たちができることを精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありますか。副委員長。

○副委員長（城 健二君） 地域包括支援センター委託料というところで、地域包括支援センター委託料、あと地域包括センターシステム保守委託料、あとライセンス追加業務委託料というのがありますが、これで足りるのかなという感じが一つあります。それともう一つ、その横に総合相談延べ人員と書いてありますが、これって何人分ぐらいなのかな、延べ人数というのはどういうあれなのかなと思ってですね。それをお願いします。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括支援センターの委託料につきましては、四つのセンターで1億5,000……。システムとライセンスの分でもよしかったでしょうか。全体ですか。

○委員長（山本加奈子君） 全体。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括センターは四つのセンターに委託しておりますが、それで1億506万円となっております。一つの包括支援センター当たり大体2,500万円ぐらいで委託をしております、それで職員が5人、あと諸経費も含めてということで積算させていただいております。

○委員長（山本加奈子君） すいません、ちょっと今の関連でいいですか。これは、例えば、職員さん5人分で2,500万円ということなんですけど、職員さんについては、ずっと働いている人とかは昇給とかしていかなければいけないと思いますけど、そういうのは加味されていくんでしょうか。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 一応積算の段階では業務に対してというところで積算しておりますが、やはり各法人から、長く勤めていたらやはり人件費を上げないとモチベーションが上がらないという意見もあります。特に最近はこの企業も人件費を上げているという社会情勢もありますので、来年度以降、そういったことも検討していかないと考えているところです。

○委員長（山本加奈子君） そうですね。やはり今の高齢者社会の部分を一番担っていただいているのは包括支援センターかと思います。先ほど、職員を1人増やすということだったんですけど、今、介護の資格を有している人を獲得するのはかなり大変と聞いており

ますし、紹介手数料とかでどうかしたら100万円以上かけるぐらいしないと見つからないということも聞いております。

増やすのはとてもいいことだと思いますけれども、増やせるかどうかというのも非常に課題でないかと思っておりますので、ぜひ、その辺は現場の地域包括支援センターで働いている方の声をですね。いろんな思いがあらわれると思いますし、お金が必要なこともあると思いますので。ずっとあまり変わってないからですね。これだけ介護の必要な方が増えている、認知症の方も増えている状態ですので、ぜひその辺、御支援いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。赤司委員。

○委員（赤司泰一君） すいません、ざっとで申し訳ないですけど、この資料を見せていただいております。令和5年と令和4年の比較ということで、ざっと比較の中のマイナスの数値を見せていただいたんですけど、特に高額介護サービスとか、あるいは特定入所者介護サービス費とか、低所得の老人に係るサービス費と思っています。繰入金の中でも少なからず減額、10万円単位の減額という形なんですけど、この背景みたいなことを説明していただけませんか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 保険給付費につきましては、大枠で言いますと基本的に高齢化の進展、第1号被保険者の増加に伴って増額していくものですが、今年度予算については、高額介護サービス費、それから特定入所者介護サービス費等は前年度当初予算より減額されております。これは、令和3年度の8月に介護保険制度の改正がありまして、これまで、高額サービス費、それから低所得世帯への支援である特定入所者介護サービス等は、対象者を収入によって3区分して援助していたのが、法改正で4区分にさらに細分化されまして、結果的に支出額が減るという制度改正が行われました。

それは令和3年の8月からで、4年度はその影響がどのぐらい出るか不明な点がありましたので、特にそこは考慮せずに右肩上がりに保険給付費が上がるだろうという予測で予算を計上しておりましたが、結果的には令和4年度の決算ではかなり減額になるだろうと見込んでおります。ですので、その状況を踏まえまして令和5年度の当初予算では前年度よりも減額ということで計上しております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 介護給付費準備基金積立金というのが4万円で、去年もそうなんですけども、全体的な予算の72億円に比べると少額やなという感じがします。この基金の意味の説明と、今までの基金の積立て残高を教えてください。また、何に使うのかということも。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） この基金は現在までおよそ5億2,000万円ほど積み上がっています。介護保険の事業計画は3年単位に策定し、3年ごとに介護保険料を決め直しています。この3年を1くくりと考えますと、1年目、2年目、3年目と比較したときに、当然、1年目よりも2年目、3年目のほうが高齢者が増えますから、保険給付費も増えていくことが通常予想されます。しかし、この3年間ずっと介護保険料は変わりません。なので収入としてはそんなに増えないということになりまして、おおよそのモデルとしては、1年目は歳入のほうが歳出に多くて黒字が出る。2年目はちょうど同じぐらいで、3年目は逆に赤字になると見込まれます。ですので、1年目で生じた黒字を基金として積み立てておいて、もし3年目に歳入不足に陥った場合は取り崩して補填するというのが大まかなこの基金の目的ですが、必ずしもその想定どおりにならなくて、3年たっても黒字が残る場合は積み上がっていくということで、現在5億円を超える額が積み上がっております。

そして、現在、予算計上しています4万円というのは、直接的なこの積み上げを想定しているのではなく、この基金を会計課において運用した場合の利益、もしくは預金の利子などが若干生じますので、それを想定して、ちょっと多めでありますが、4万円を計上しています。また、実際、ちょうど令和4年度の決算が終われば、これは3年単位の2年目になりますので、ここで生じた黒字は3年目に活用することになるかと思えます。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今の関連ですが、来年は保険料の見直しの年ですよ。そうすると、今5億円の基金積立てがあるとすれば、当市でそれを取り崩して保険料を安くするようなことは考えられませんか。

○委員長（山本加奈子君） 宮下係長。

○介護保険担当係長（宮下無双君） 既に現在の第8期においても、第7期までに積み上

がったものを一部取り崩すことを想定して、保険料を若干減額して設定しておりますから、当然、次期の計画においても同じような検討をいたします。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第29号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第29号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

所管が入れ替わっておりますので、部長のほうから御紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく子育て支援課母子児童担当係長の森田と申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いいたします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 同じく子育て支援課、子育て支援担当係長の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 議案第8号、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。議案書につきましては29ページ、提案内容補足説明書では37ページとなっております。

こちらの紙面にはございませんが、まず説明の前に、子ども・子育て会議について簡単に御説明をさせていただきます。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画の見直しや進捗管理、子ども条例や子どもの権利などについて、保護者を含む子ども・子育てに携わる方々の意見を聞くための会議で、年に一、二回ほど開催をしているものです。

では、提案内容補足説明書の37ページに沿って御説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）——以下、整備法とさせていただきます——、この施行に伴い、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正するものです。

整備法の中で、子ども・子育て支援法の一部が改正され、子ども・子育て会議について定める第72条から第76条までが削除されるため、筑紫野市の本条例第1条中及び第2条第1号中の引用箇所、第77条第1項を第72条第1項に改めるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 改正の中身は分かるんですけども、こども家庭庁が設置されて筑紫野市はこれが変わりますよということが何かありますか。それとも子ども会議のことだけですか。組織的に何がどうなるとか、基本的なところを教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） こども家庭庁が今年の4月からいよいよ設置ということになりますが、その中でいろんなものがまた来年度1年をかけて、例えば、子ども家庭センターの設置についての市町村の設置目標なども示されることになっておりますので、それを見ながら令和6年度に向けて考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） こども家庭庁をつくるときいろんな議論があったので、それはここに置いておくとして、「家庭」とつくことで何か変わることがあるんですか。市として何か今までと違うようなことが出てきますか、「家庭」がつくと。あってもなくても変わりませんということなのか、それだけ教えてください。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ちょっと休憩をよろしいですか。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 大きく家庭とついても、これまでの子育て支援を推進していく方針は変わらないと思いますが、併せて児童福祉法が改正されておまして、これに力を入れてほしいという柱が幾つか出されておりますので、それに応じて業務の拡充を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第8号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第8号、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管が入れ替わっております。森部長、御紹介をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 所管課が入れ替わりまして保育児童課が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育児童課長の嘉村と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○保育児童担当係長（末吉裕美子君） 同じく保育児童課係長の末吉です。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第9号、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書31ページから32ページ、提案内容補足説明書につきましては、39ページから40ページでございます。提案内容補足説明書に従って御説明をいたします。

まず、筑紫野市保育所設置条例は、市が設置する保育所において保育を実施するために

条例を制定しております。このたび、こども家庭庁設置法施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月に成立し、令和5年4月1日から施行されます。整備法の中で子ども・子育て支援法が一部改正され、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削除され第1項のみとなることから、本条例第3条第1項中の引用箇所、法第19条第1項第2号を法第19条第2項に改めるものでございます。

令和5年4月1日からの施行となります。

説明については以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 子育て支援課のほうにも先ほどお尋ねしたんですけれども、保育児童課として、こども家庭庁が設置されて、保育行政が筑紫野市で変わるようなことが何かあるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在示されているものの中では大きく変わるものはないというふうに考えております。ただ、今後4月1日以降、こども家庭庁から示されることに関して対応できるようにしていかなければいけないというふうに考えています。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第9号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第9号、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべき

ものと決しました。

続きまして、議案第10号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書については33ページから35ページ、提案内容補足説明集につきましては41ページから44ページでございます。主に提案内容補足説明書の新旧対照表を見ながら御説明させていただきたいと考えております。

まず、この条例ですが、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従って、または参酌して定めたものでございます。

家庭的保育事業等とは、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度施行後の小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を示しております。家庭的保育事業等とは、ゼロから2歳の児童を最大19人まで保育する事業でございます。本年、令和5年4月1日に開設予定の小規模保育事業所が対象となります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは国の法律でございますが、その一部が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16の規定に基づきまして、市の条例は厚生労働省で定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

では、改正内容のほうに入らせていただきます。補足内容説明書の42ページの第7条の2でございます。

安全計画の策定等についてです。利用する乳幼児の安全確保を図るため、安全計画を策定することが義務化されました。安全計画の策定、職員研修や訓練、周知、定期的な見直しを行うことが定められております。

続きまして、42ページ、第7条の3でございます。自動車を運行する場合の所在確認です。

家庭的保育事業者等が乳幼児の移動のために自動車を運行する場合において、乗車及び降車の際に所在を確認すること、並びに通園用の自動車を運行する場合において、利用乳幼児の見落としを防止するための装置を整備し所在の確認を行う義務に関する規定を追加しております。

続きまして、43ページの第10条です。他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準でございます。

家庭的保育事業等について他の社会福祉施設を併設する場合、利用する児童の保育に支障がない場合に限り、職員の兼務や設備の共用が可能となります。

続きまして、43ページの第13条でございます。懲戒に係る権限の濫用禁止については、民法の改正に伴い改正されておりますので、こちらに従って削除しております。

それから44ページの第14条、衛生管理等でございます。必要な措置を講じなければならないとされている感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止について明確化しております。

ちょっと戻りまして議案書の35ページの附則でございますけれども、こちらの条例については、基本的には令和5年4月1日から施行されるんですけども、13条の懲戒に係る権限の濫用禁止の削除については、公布の日から施行されます。また、第7条の3第2項については、ブザーその他の車内の利用児童見落とし防止装置を備えること及びこれを用いることについては、令和6年3月31日までの経過措置が設けられております。

条例の改正内容は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今回は家庭的保育事業となっておりますけども、既に認可保育所については、こういう項目のことは実施をされているのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 認可の保育所につきましては県の条例に基づいて実施しておりまして、県の条例が改正される予定でございます。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 認可保育所の場合は、インクルーシブ保育とは言いませんけども、障がい児保育は既にやっていますよね。それを今度は家庭的保育所でもやりなさいということなんでしょうか。そして、人員基準の緩和というのはどういうふうに緩和されるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今回改正されるインクルーシブ保育につきましては、既に国のほうから留意事項等の通知が来ておりまして、例えば、家庭的保育事業施設に児童

発達支援施設などの福祉施設を併設した場合にそれぞれの児童が保育で交流できるという
意味合いで、この改正が行われております。それぞれの人員や面積については必ず守らな
ければならないことになっております。それから、それぞれがしなければならない支援に支
障がない場合に、交流も含めて実施してよいことになっております。

ほかに。上村委員。

○委員（上村和男君） 資料の41ページに、インクルーシブ保育を可能とするための設備、
人員基準の緩和となっておりますが、これはどういうことを指しているんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） これまでは、例えば、同じところに家庭的保育事業所と
児童発達支援事業所があっても、部屋を使うことであつたり、職員がそれぞれに入って保
育することなどはできないとされていましてけれども、場所として可能な限り、きちんと
それぞれの面積要件や人員要件を満足しているときに限り使っていいですよという改正に
なっております。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） だんだん深みにはまっていくので、1回だけ聞いて、それに答え
てもらえばいいですから。インクルーシブ保育というのはどういうことというふうに理解
されているんですか。さっきのものだと、障がい児がいるところといわゆる健常児が交流
するみたいな話をされていましたが、インクルーシブ教育というのは分けないという意味
ですよ。交流ということではなくて、もともと一緒にいるということで、そういうこと
を可能にする設備だとか人員などを指しているとなると、これは膨大なお金がかかるとい
うか、今までよりももっとかかるなというね。どういう支援をするのか気になったので、
インクルーシブ保育というものについて、どういうふうに考えているのかだけ言ってくだ
さい。さっきの説明はインクルーシブ保育やインクルーシブ教育からかけ離れていて、そ
れは交流の場面のお話ですから。インクルーシブ教育やインクルーシブ保育は国際的な理
解と違いますから、日本でやられていることは間違いだと指摘されているぐらいですから、
少なくともきちんと理解されていたほうがいいと思います。

以上。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） インクルーシブ保育についてでございますけれども、現在も保育所においては、障がいをお持ちの児童の方も一緒に保育を行っておる状況でございます。

このたび改正については、やはり保育所等の設備や職員を活用した社会サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むようにというふうな文言が入っております。これのとおり、これまでどおり、もし家庭的保育事業等と併設して児童発達支援施設などが建設されることがあれば、そういったところに従って、分けないで保育していくというところを進めていけるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑のある方はありませんか。

先に平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 懲戒権に関する規程が削除になったと。ただ、こうして新旧条文を見ていたら、これはあってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、削除された理由というのは何ですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 民法のほうにそもそもあった、もともとありました懲戒権がなくなっておりますので、これについては削除すべきではないかと考えまして、削除をさせていただいております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。副委員長。

○副委員長（城 健二君） バス送迎に当たっての所在確認や安全装置の装備の義務づけということで書いてありますけど、まず今度、小規模保育所が二つできるということに当たって、送迎バスがまずきちっとあるのかどうか。そして、そのバスにあれば、安全装置はきちっと装備されているのかどうか。そしてあと、新設ですので、運転士さんとかにきちっとした研修、教育とかは、それについてやっておられるのかどうか、その辺をちょっとお願いします。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） このたび新設を予定しております小規模保育事業所2園

につきましては、現在、送迎バスの運行の予定ではございません。

もし仮に運行するというふうな申出があれば、今言われたような運行マニュアルであるとか装置であるとか、そういったことをきちんと守っていただいで運行していただきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかにありますか。

じゃあ、最後すみません、1個だけ。安全計画の策定等の義務化ってありますけれども、多分これは契約をしたときとか、最初にこの小規模保育2園を契約したときには、こういう条例の部分がまだ入ってなかったと思うんですけど、今後つくられるということで、いつまでにとかいうような話とかはされているのか。この内容の周知は、二つの園に対していつ、されているのか、今後されるのか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 安全計画の策定については、もう既に、やはり国県を通じて、このようなものを策定してくださいというような通知が来ておりまして、それで周知をしております。

認可の保育所もそうですけれども、例えば、地震が起きたときとか不審者の対応だとか、それぞれに既に定めておるものがございますので、それを取りまとめて、安全計画の中にきちんと示していくということで、つくっていただく予定にしております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかにありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第10号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第10号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべ

きものと決しました。

では、続きまして、議案第11号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書につきましては36ページから38ページ、提案内容補足説明書につきましては45ページから59ページとなっております。

この条例は、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従ってまたは参酌して定めております。

特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園を指しております。特定地域型保育事業とは、新制度以降の小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を指しております。

市内には、特定教育・保育施設として、認可保育所14、公立幼稚園、認定こども園がございます。特定地域型保育事業としては、令和5年4月1日開設予定の小規模保育事業所が対象施設となります。

国の法律でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されました。子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づきまして、市町村の条例は内閣府令で定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容でございますが、懲戒権に関する規程の削除でございます。

提案内容補足説明書の51ページの26条でございますが、民法の改正に伴い削除しております。

また、こども家庭庁設置法とその施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月に成立しまして、令和5年4月1日から施行されます。整備法の中で、子ども・子育て支援法及び学校教育法が一部改正され、それぞれ引用箇所があるため、本条例の一部を改正するものです。

一つにつきましては、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協義について定める子ども・子育て

て支援法第19条第2項が削除されたことに伴うものです。幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第25条に第2項、3項が新設されることに伴いまして、改正をします。この二つにつきましても、引用箇所を全てを改正しております。多数ございますので、新旧対照表のほうで御確認をお願いします。

施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。ただし、懲戒権に関する規程の削除については、公布の日からとなります。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第11号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第11号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

○委員長（山本加奈子君） 続きまして、所管事務報告に移ります。

子ども安心・安全対策支援事業についてです。

執行部より説明をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 子どもの安心・安全対策支援事業についてでございます。

健康福祉部の資料の7ページになっております。

目的としましては、保育所や認定こども園の送迎バスへの置き去りを防止する安全装置の導入を支援することを目的としています。

対象施設としましては、私立保育所、認定こども園の中でバスを所有している4園が対象になります。

補助内容としましては、送迎用バスの置き去り防止のためのブザー設置等に必要な経費を補助するものでございます。

補助額につきましては、1台につき17万5,000円としております。

設置する時期につきましては、やはり、これはできるだけ早い時期に設置を目指しております。現在も送迎に関わる職員が丁寧に確認をするように努めておりますけれども、装置を設置することでさらに防止できるように、早い時期の設置を目指しております。

各園には、このブザーに関連する使用法については、既に共有をしております。

補正予算につきましては、歳出が122万5,000円、17万5,000円掛ける7台分ということですね。歳入につきましては、保育対策総合支援事業費補助金、122万5,000円を予定しております。補助割合は、国10分の10となっております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろいろ問題が発生して、いろいろになって、こういうことになったと思うんですが、こういう子どもの安全・安心対策を進める上で、どういうことが大事かと。こういう設備も必要なんでしょうけど、もっと大事なことがあるように思うので、この対象になっている私立保育園や認定こども園の人たちに対する、あるいはここでの啓発だとか研修だとかいう中で、何を一番強調されたのかですね。こういうことを大事にしましょうねというふうな話合いか勉強がやられたはずなので、そのことを説明してくれますか。この設備がつけば大丈夫だというわけでもないの。これが故障しとったらどうするんだという話になるので、もう少し、皆さんが努力をされて啓発したり、あるいは一緒に大事にしていこうというふうにしてきたことが何かだけ、説明してくれませんか。何か言ったろうもん。これ、言ってきたけん。言ってあるはずよね。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 昨年度、あと今年度2回も、福岡県と他県ではございますけれども、大きな事故があったことを受けて、園長会や、私のほうが現場のほうに向かいまして、いろんな確認をさせていただいております。現場のほうも私のほうも同じですけ

れども、やはり一人一人の子どもがとても大切である。大切なお子様をバスに乗ったときからお預かりをしているということを意識して、大切なお子様をお預かりするんだというところの認識をみんなで共有しております。

バスだけではなくて、やはり運営中ですね、散歩中、保育して運営しているときも、全ての時間帯において、一人一人の子どもを一番に保育をしていただくということでお話しております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、このブザー設置等に対する補助の関係なんですけれども、機器としてどういったものを想定されているのか、機器の選定基準というものは、もう事業者さんでやっていかれるのか、市も協議しながらやっていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今、国のほうで、ホームページにどんどんいろんな機種が国の基準に適合したということで紹介をされております。各園に聞きますと、やはりバスの形態ですね、子ども用に特化したバスもあれば、大人も乗れるようなバスもお持ちであるということで、まだちょっとどれが一番そのバスに、それから安全を確かめていく、安全を守っていくのに、どれが一番適切かというのはまだ検討中でございます。

予算もついて、実際つけられる場面に当たっては、保育児童課のほうも、どういった基準で選ばれたのかというのを確認はしていきたいと思っています。

基本的には、やはりバスを運行される側の、一番これが安全に運行できるんだというところを大事にしていきたいなと思っています。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

じゃあ、ちょっと私のほうから。7台ということなんですけれども、これは私立保育所、認定こども園の対象の施設の中でバス全部の台数なんでしょうか。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 所有されるバス、全部で7台でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では、続きまして、病児保育事業についての件を議題といたします。

執行部のほうから報告をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 病児保育事業について御報告したい件がございまして、報告をいたします。

まず、病児保育事業について御説明をいたします。資料8ページでございます。

病児保育事業については、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、当面症状の急変は認められませんが、病気の回復期に至っていない児童の保育を一時的に行っております。

市内では、ちくしのキッズデイケアハウス、もり小児科医院、これは美しが丘南でございます。それから、キッズケア二日市、山田小児科医院、これは二日市北にございますが、病院に併設して、それぞれ4人の定員で病児保育事業を行っております。

このたび、病児保育事業について、福岡県において広域利用ができるようにということで、令和5年4月1日から開始したいというところで、県下で話を進めておりました。実際、令和5年4月1日から実施ができる見込みとなりましたので御報告しております。

広域利用については、病児保育施設は基本的に住所地に所在する施設を利用することとされていますけれども、住所地と勤務先が異なる場合など利便性の向上を図るために、近隣市町村の施設を利用できるようにするものでございます。

県内でも広域化のグループを福岡県のほうで一定示されまして分かれておりますけれども、筑紫野市が入りますのが、春日市、大野城市、那珂川市、太宰府市、小郡市、朝倉市、筑前町、東峰村を一つのグループとするものになります。これによって、この市町村の中で病児保育施設が利用できるということになります。

費用についてなんですけれども、病児保育事業については、子ども・子育て支援交付金を活用して実施をしておるんですけれども、負担割合は、国3分の1、県3分の1、市3分の1となっておりますが、この市負担分を利用している市町村間で案分するということになります。例えば、筑紫野市の病児保育施設を他市町村の方が利用した場合は、全体の利用した人数で案分しまして、他市町村からその児童分を負担していただくということになります。また、筑紫野市の児童が他市町村の病児保育施設を利用した場合も同様に、他市町村のほうに負担を支払っていくという形になります。こちらについては、翌年度精算ということになってまいります。

病児保育の広域化については、以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま御説明ございましたが、質

疑がある方はありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今までとちょっと状況が変わってきて、広域でも利用ができるというところなんですけれども、例えば、筑紫野市に居住されている方が、他市、近隣市を御利用される際の手続、利用される手続に何か変更点とかあるのかというものがまず1点と、筑紫野市においては、今定員が4名、4名の8人定員となっているんですけど、他市の受入れ、定員数というのは把握されてますか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず、利用の仕方ですけれども、今も、例えばもり小児科さんに併設する病児保育施設を利用しようとする場合は、まず登録をする、それから利用という形になります。他市町村の施設についても同じように登録をしていただいて、利用につながっていくということになっておりますので、大きくは変わらないかと考えています。

それから、他市町村の病児保育施設の定員なんですけれども、小郡市が2施設ございまして、それぞれ6名、春日市が1施設で6名、大野城市が1施設で6名、太宰府市が2施設で8名、朝倉市が1施設で6名、那珂川市が1施設で4名でございまして。実際のところ、東峰村と筑前町のほうには現在ございませぬので、広域化されて利用が可能になった、その市にはなかったんですけれども、利用することができるというふうな形になっていませぬ。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ほかに質疑がある方。上村委員。

○委員（上村和男君） 市内の実施施設が二つとなっていますけど、これを増やすようなことは考えたことはないんですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在、二つの施設での利用状況と、それから今回、広域化ということで他市町村の施設も利用できるようになるということになりますので、その状況を十分見ていかないといけないというふうに考えておまして、現在のところは増やす予定はございませぬ。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） 二つしかないの、どこにあるかもよく分からないという人もいたりして、こういうのがあったらいいなという声はあちこちでたくさん聞きます。こうい

う施設があることすら知らない人のほうが多いかもしれないんですよ。ですから、二つで十分だという状況もあるかもしれませんが、二つしかないので利用できないでいるという、もう少し自分たちのところにあればという、そんなのがあるかもしれませんが、今のところは考えていませんじゃなくて、少し子育て中の皆さんの意見も聞いたりして、研究されたほうが良いと思うんです。実情は、もう少しないかなというのが聞かれたりしますのですね。それが実際のところなので、これで足りてますって言われると、それを黙っていると都合が悪いので、もう少し勉強してくださいって言って終わります。

○委員長（山本加奈子君） これ、回答はいいですか。

○委員（上村和男君） いいです。

○委員長（山本加奈子君） すみません、じゃあちょっと、最後私のほう……。副委員長、お願いします。

○副委員長（城 健二君） 9ページの届出保育施設への助成ということで……。

○委員長（山本加奈子君） 9ページは違う違う違う。それ違う。それ違う。次のものですね。

○副委員長（城 健二君） すみません。

○委員長（山本加奈子君） いいですか。じゃあ、平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 費用のところのこれを見ると、本市は478万8,000円。3分の1だったら400万なんですけれども、何名ぐらい想定してあるんですかね、これ。78万は他市からの収入という意味ですが、ここ。そこをちょっと確認します。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 子ども・子育て支援交付金につきましては、補助の基準額がございまして、補助の基準額を3分の1にした金額が、この国3分の1、県3分の1ということになります。市から病院に払う委託費がございまして、補助基準額より少し高い額になっておりますので、市のほうがその分を負担しておりますので、少し高い金額になっております。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

すみません、じゃあ、私のほうから何点か確認をしたいんですけども、福岡県が広域が今度使えるようにというところで、何か病児保育の広域ネット予約とかもするようなどかを聞いて、そういうのはないですか。ネット予約を進めようとしているというふうに聞いたことがあるんですけども。ちょっと、それ1点確認していいですか。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） ネット予約につきましては、ネット予約が可能な施設から順次導入をしていくというところで、筑紫野市の2施設については、まだちょっと体制が整っておりませんで、ネット予約までは行っておりませんが、全体の病児保育施設の中にはお名前が挙がってきますので、それを見て電話で予約していただくという形になります。

○委員長（山本加奈子君） 本当に何かネット予約も、預けるほうはいいとは思いますが、二つ異なる感染症の人を同じ部屋には入れられないですよ、病児。さっき上村委員の話にもあったんですけど、コロナも今度5類とかになると、インフルエンザとコロナと両方来たとき、同じ部屋に入れられないので、やっぱりさっき上村委員おっしゃったように、ちょっと増やす検討も必要にはなってくるのかもしれないなと私もちょっと思ったのが一つですね。

それと、あともう1点、福岡県が今度、病児保育を無償化するようなニュースも聞かれている人が多いと思うんですけど、その辺に関して、何か県のほうから説明はあっていますでしょうか。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 最初の分も。例えばインフルエンザであるとA型とB型などがございまして、これまでも市内の2施設で協力し合いまして、例えば、A型がもり小児科のほうが多ければそちらのほうにちょっと行っていただいて、B型を山田小児科さんのほうで受け持っていていただくとか、そういった工夫はこれまでもしてきておりますが、できるだけ預かってほしいということは病児保育施設のほうに伝えておりますし、施設のほうも、できるだけお断りせずに預かりたいというところはございますので、協力し合っではおりますけれども、今後も、広域化された後も、市内では同じような協力体制を取っていただきたいと思っております。

それから、福岡県が発表しました病児保育事業の無償化についてですけども、現在、

福岡県で無償化するための予算が計上されておりました、これが成立すれば、実際に無償化の動きになってくると思います。一定、こういった無償化をしたいということは県のほうから言われておりますが、実際のスキームなどはまだ正式には下りてきておりませんので、ちょっと令和5年4月1日からの開始となれば、とても短期間にはなるんですけども、実施される場合については、筑紫野市もそちらの準備を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（山本加奈子君）　そうですね。多分、無償化になると、より利用が増える可能性もあるかなと思っています。そうすると、現場のこの二つの施設の方の御意見等もぜひいろいろ聞かないと大変になるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君）　以上で、では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。

開始を1時といたします。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩　午後0時03分

再開　午後1時00分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（山本加奈子君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。

届出保育施設への助成についてを議題といたします。執行部から説明をお願いします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君）　届出保育施設への助成について調査しましたので、御説明いたします。

資料は9ページになっておりました、筑紫地区の状況をまとめております。大きくは健康診断費の助成に関するものと施設運営支援補助がございます。健康診断については、どの市町村についても、児童、職員分の補助を行っているところでございます。また、施設運営支援補助については他市におきまして、1自治体で待機児童となったゼロから2歳を対象に行っておられます。その他の自治体については、届出保育施設に対して1施設10万

円、それから児童分として基準日の対象児童数掛ける1万円または7,000円という形で支援を行っておられます。また、対象施設を届出保育施設の監査における福岡県基準適合保育施設の対象としている自治体もごございます。

こういった状況で様々ではありましたが、他自治体では何らかの運営支援を行っていることが分かっております。筑紫野市においては現在、運営支援を行っておりませんので、この近隣市での実施状況、それから効果などを調査・研究していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 届出保育所の当事者の人たちの話を聞く機会があったので聞いてみましたら、皆さん、よその自治体ですとこういう運営についてのいろんな支援がありますと、筑紫野市だけありませんというふうに言われて、そうだなというふうに思っています。今、課長がお話になった、どういうふうに生かされているのか、これを研究して以降に生かしていきたいというお話を真に受けておけばよいのか、この場逃れで、6月にあいつらが顔をそろえるとは限らないと思っているか。

どっちにしろこれはとても大切で、私は待機児童の解消にも一定の役割を果たしてもらっていると思うんですよ。そういうことを考えれば、支援してきちんとしていきたいと思いますというふうにしないと「筑紫野市は子育て支援に冷たいね」と言われかねないので。そうでもないとは思っていますけども、そここのところもう一度かみしめていただいて、現場にある声をもう少し聞いていただくか、それを耳にしながら説明をいただくような……。

同じ言葉でも、しみじみとやっていただくと信じるかもしれないので、もう1回お願いできますか。課長が難しければ部長が答えても構いませんので。そうすれば置き土産ですから。あの方は3月で終わりだから置き土産でちゃんと言って終わったというふうにして引き継いでいただければなと思いますので。どうでしょうか。委員長が諮っていただいて、そういうふうに答えろと言っていただければ。

○委員長（山本加奈子君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 子育て支援に関するものとしましては様々な課題が残っていると思っております。こういった届出施設への支援策についても、その課題の一つ

というふうを考えております。これまで保育所の関係については待機児童対策を中心に進めてきましたが、それもまだ解決をしておらず、まだまだ施策としてはやっていかないといけないところがあると感じております。

いろんな課題があることはしっかりと私たちもかみしめながら、また、現場で働く方の御意見というのがどういった場合でも大事だと思いますので、そういったところも聞きながらということで、一度に全てを解決することはできかねると思いますが、まずはできるものからやっていければというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方。前田委員。

○委員（前田倫宏君） こちらの助成についてなんですけれども、健康診断費補助金についてでございます。恐らく筑紫野市の児童1人につき1,000円の補助金ということですが、例えば、春日市の方が市内の届出施設を利用する場合だとか、他市も含めてそうなんですけど、受け入れている児童に対して助成しているというところをまず教えていただけますでしょうか、この5市の中で。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後1時05分

再開 午後1時07分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 今、この健康診断費の助成で、施設に市外の方がおられた場合に助成をしているかということですが、実際のところ市外の児童さんにも助成をしている市があることは分かっておりますが、今、要綱を見る限りでは改めて市外も対象であるという書き方をされていません。そのところで、現在、筑紫野市では市内の児童を対象にさせていただいておりますので、他市の状況をさらに詳しく調べて、そこについても先ほど言いましたように研究課題にさせていただきたいと思っております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 私も上村委員同様に届出保育施設さんから御意見を承っております。その中で、筑紫野市の場合は市外の児童さんは対象外なので、私たちの施設としては

子どもを平等に扱いたいので補助金を受け取っていないということを聞いております。他市においては逆に筑紫野市の児童さんは助成の対象になっている。そういうことを鑑みれば、筑紫野市においてもそういったところにしっかりと一律の補助金をぜひお願いしたいなど思って質疑させていただきました。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。今の回答は嘉村課長……。前田委員、今のは答弁が要りますか。いいですかね。

ほかにありますか。

では、私のほうも。上村委員、前田委員がおっしゃいましたとおり、本当に届出保育施設の方は、保育士さんの家賃補助とかも対象ではありませんし、保育士確保に非常に苦慮されていると、上村委員、前田委員が聞かれているのと同様に私も聞いておりますので、ぜひ、前向きな御検討、調査等をよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、次の所管事務調査に移ります。待機児童対策についてです。

執行部から報告をお願いいたします。嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 待機児童対策についてでございます。御質問の内容が主に小規模保育事業所というふう聞いておりましたので、小規模保育事業所についてまとめております。

現在、待機児童対策として小規模保育事業所を2園整備しております。小規模保育事業所の改修工事の進捗については、2園ともに改修工事がほぼ終了しまして、備品の搬入や新入園児の受入れ準備を行っている状況でございます。令和5年4月1日に開園できる見込みでございます。

小規模保育事業所の入所希望の状況についてですけれども、令和5年2月時点での集計になりますが、キッズ・キッズ保育園二日市を希望された方は53人、ちくし野こども保育園を希望されたのは16人となっております。こちらについては、入所申込書の「利用を希望する施設」に記載があったものを集計しております。希望される方が入所できるようにということで、現在も入所調整を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 年度ごとの申込者の受付というのはあらかじめ終了したと思うんですけども、来年度の令和5年度の申込者数はどれくらいおられたのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和5年4月1日に入所を希望する申込者数は2,566人となっております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 年度でも分かりますか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） すいません、申込みの方法を変えておりますので、今年度については年度全体の集計をまだしておりません。申込期日を設けているところもございまして、現在のところでは先ほど言いました4月1日の2,566人ということでございます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今から若干調整もあるかと思うんですね。今、キッズ・キッズ保育園さんに関しては53人で、もちろん定員を大幅に超えているのでそこら辺はまた調整も必要かと思えますけれども、4月1日の申込者数に対して、あらかじめの入所見込みと申しますか、確定しているのは何名ぐらいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） これも2月時点の途中経過ではありますけれども、2,349人となっております。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ざっくり聞きますけど、待機児童数というのは大体例年6月に委員会等で報告していただいているところですけども、今回の申込者数等を鑑みて、市として解消できる見込みなのか、それともまだまだ保育施設だとか保育士さんが足りなくて、さらに受皿を拡充していかないといけないのかというのは、今どのような見解でおられるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 現在のところ、まだ入所決定まで至っていない方もおられる状況です。現在も、住民異動等で転出とか、申し込んでいたけれども家庭の事情で取り下げますといった状況もございまして、4月1日の現状というのは今ちょっとまだ……。

かなり多くの方から問合せや転出しますという届出を出されている状況ですので、はっきりとは申し上げられませんが、年度途中まで全て含むと、やはり保育士の確保であったりをして入所できるように対応していかなければならないと考えております。対策として何をしますということはまだ現段階で申し上げられませんが、保育士さんの確保などで対応していかないといけないというふうには考えております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すいません、ちくし野こども保育園の場所はどこですか。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 住所は美しが丘南でございますけれども、ベレッサという商業施設の一面にある建物を改修して運営していく予定でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに御質疑がある方はいらっしゃいますか。副委員長。

○副委員長（城 健二君） 単純な質問なんですけど、キッズ・キッズ保育園は定員19名に対して53名、ちくし野こども保育園は同じ19人の定員に対して16名で、マイナス3と。

これは2月時点なんですけど、えらく開きがあるのは、保育園の不評、好評というのが何かあるんですか。それがあから、こういう数字に出ているのかなと思ったんですけどね。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 特に保育園の評判とかそういったことは実際のところお聞きはしておりません。両方とも保育の受皿として安全安心な保育をする施設になるということで、通常の認可保育所と同じような紹介をしておりますので、特に差があるとは考えておりません。

○委員長（山本加奈子君） 例えば、一つ、こんな53名ぐらい来るとするのは予想どおりですか、例えば入所希望児童数は。二日市は、例えば、今結構マンションが建っているからとか、そういう背景の下で想定どおりなのか、それとも想定よりもかなり多い申込みがあったとお感じになっているというのがあれば。

課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育の申込みの中で、特に今現在、この地域が特に増えているという感想といいますか、は持っていませんけれども、筑紫方面でいくと原田保育園などは分園なども持ってございまして、ゼロから1歳のお入れもかなり多くなっておりますので、そういったところで少し違いが出てきているかと思っております。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 小規模保育園事業自体がゼロ歳から2歳で、それが連携保育等によって3歳から新たな施設に行かれるかと思えますけど、その点、この申込者の方はそのまま希望に沿ったというか、連携施設との連携は今できている状況なのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 両園とも連携施設との協定を結ぶことができております。ただし、もしほかの園を希望される場合でも、通常の入所調整と同じような形で調整をしていく予定です。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

ほかに質疑はありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） 待機児童対策は当委員会がずっと2年間ぐらいかけて研究するというか、取り組んでいこうとしてきたもので、今日の最後の答弁が答えとなるので心して答えていただきたいんですけど、待機児童は解消の方向で今進んでいると認識しているのか、まだ解決できないで課題として残っていますが努力していますという答弁なのか、どっちかしていただかないと、後で協議会を開いてどうだったかを議会改革全体会で報告させられる中身になっていますので。下手なことも言えませんし、ちゃんとしたお話をまとめることが必要になっている課題です。私が聞きそびれたのかもしれませんので、もう一度、どうなのかをお答えいただければと思います。

○委員長（山本加奈子君） 大丈夫ですか。しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時21分

再開 午後1時22分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 待機児童対策につきましては、やはりとても大切なものと私どもとしても考えております。一つのことをして終わるものというふうには考えておりませんので、できることを努力して解消ということ、また、さらに一歩というのが求められるようなことになりましたら、そういったことも含めて、今後、努めてまいりたい

と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時23分

再開 午後 1 時24分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

出席職員の紹介をしていただいた上で、令和4年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、健康推進課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 健康推進課の安樂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いします。

○健康企画担当係長（毛利早希君） 健康推進課健康企画担当係長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくをお願いいたします。

それでは、安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） それでは自分のほうから報告させていただきます。

まず、所管事務報告、令和4年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について御報告させていただきます。11ページを御覧ください。

令和4年度筑紫野市事務事業外部評価委員会におきまして、健康推進課の2事業が審査

を受けましたので、その概要と検討方針について御報告させていただきます。

なお、報告の前に、外部評価につきましてはあくまで執行部内部の改善や見直しの一環であり、委員会からの答申に対して執行部内部で検討することとなっています。仮に検討の結果として事業の大幅な見直しや予算の削減、さらに事業の廃止等を伴う場合には当然、議会への提案や報告、説明を行いながら実施することとなります。今回の報告内容につきましては、これからの見直し等、途中経過を報告するものであることを御理解していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

まず、一つ目が食育推進事業となります。食育推進事業につきましては、基本事業が健全な食生活の推進であり、子どもから高齢者までライフステージに応じた間断ない食育を推進し、健全な食生活を実践する人を増やす事業となっています。

事業内容につきましては、食育のために市民が取り組んでいる項目数、それから朝食を食べる市民の割合、主食、主菜、副菜をそろえバランスよく食べている市民の割合の三つの基本事業の成果指標を向上させるため、現在、朝御飯100%推進モデル事業や親子クッキング教室、栄養士だよりの発行など、10の事業を展開しています。

評価の結果は「見直し」です。改善要望事項が1点上がっております。

改善項目①として、事業手段の継続的な見直しについてです。本事業の参加人数等の成果指標は向上しているが、先ほど説明しました食育のために市民が取り組んでいる項目数等、三つの基本事業の成果指標が低下しておりまして、本事業が上位計画の成果に寄与していないことが考えられることから、現在の10の事業に手段を固定せず、時代潮流や市民アンケートの結果に合わせ、高齢者や子ども、若者等の対象やポイントを明確にし、トライ・アンド・エラーで、より効果的な手段について継続的な見直しを行うことと提言を受けています。この提言に対し、検討方針として上位の基本事業、健全な食生活に寄与するため実施事業について継続的な見直しを図っていきます。

次の12ページを御覧ください。二つ目の事業が、トレーニングルーム・歩行プール管理運営事業となります。

この事業につきましては、基本事業が生活習慣の改善と心の健康づくりであり、個々の健康、体力度に合った適切な運動を行うことにより運動の習慣化を図ることや健康づくりの実践によって、生活習慣病及び介護予防につなげる事業となっています。

事業内容につきましては、週2回以上運動する市民の割合という基本事業の成果指標を

向上させるため、カミーリヤにありますトレーニング健康測定室・歩行プールの管理運営を民間業者に委託し、健康運動指導士等を配置し、運動実践者を増やすこととしています。

評価結果に関しましては「見直し」です。改善項目が4点上がっております。

改善項目1として、後期高齢者を対象とした取組について、本事業は介護予防にも効果があると考えられることから、介護リスクが高まる後期高齢者を対象とした体験会や講座など後期高齢者の利用促進に向けた取組についての検討。

改善項目2として、高齢者料金の設定について、御前湯やカミーリヤの入浴施設には高齢者料金の割引制度があるなど、市で実施している施策との整合性や高齢者の利用促進の観点から、高齢者料金の設定の検討。

改善項目3として、歩行プールの利用料金や利用時間の見直しについて、歩行プールの夕方以降の利用は昼間に比べると少ない状況であることから、トレーニングルームのように、夕方以降の料金割引などを設け利用促進を図るほか、指導員の人件費削減のために利用時間の短縮を行うなど、費用対効果を踏まえて利用料金や利用時間について見直しの検討。

続きまして、次の13ページを御覧ください。改善項目4として、歩行プールの周知について、トレーニングルームと比較して歩行プールの認知度が低いと考えられるため、歩行訓練の効果も含めた周知を行うこと。

以上、4点の提言を受けています。この四つの提言に対する検討方針としまして、改善項目1の後期高齢者を対象とした取組については、介護リスクが高まる後期高齢者を対象とした体験会や講座など、後期高齢者の利用促進に向けた取組について検討します。

改善項目2の高齢者料金の設定については、他施策との整合性、利用促進の観点から、費用対効果や受益者負担の適正化も踏まえ、今後の利用状況も見ながら高齢者料金の設定について検討します。

改善項目3の歩行プールの利用料金や利用時間の見直しについては、歩行プールの夕方以降の利用について、今後の利用状況を踏まえて、17時以降料金の導入や利用時間の短縮など、より費用対効果の高い運営方法への見直しを検討します。

改善項目4の歩行プールの周知については、歩行プールの認知度が高まるよう、歩行訓練の効果も含めた周知を行うように努めます。

以上、外部評価委員会答申及び検討方針について報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けま

したが、質疑のある方はありますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） トレーニングルームのほうなんですけれども、4項目の改善要望が出ていて、全て検討方針についてはそれぞれ積極的に検討しますという内容になっていますけど、これを読んだら全部検討しますであって、どういうものをいつ頃こういう結論を出すというのは何かあるんですか。それともただ検討するというだけですか。そこをちょっと確認したいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 現時点ではまだ具体的なことは決まっています。今回、評価委員会の中で話に上がったのが、コロナ前の利用者数に比べて、コロナが始まりましたかなり利用者数が減ったこと、これが今回の答申の内容に反映されていますので、今年は今までコロナの関係があったので完全予約制にしておりました。それもあって利用者数が少なくなっていますけれども、それを撤廃したこともありますので、今後の利用状況を見ながらそこら辺を検討したいと思っていますところでは。

以上になります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。上村委員。

○委員（上村和男君） こういうときは、こういう事業に参加している市民の方などの意見を聞いてみるものだというふうにも思いますけど、その点では何か努力をされたのか、あるいはこれからされるのか、ぜひそこはお伺いしておきたい。所管だけで研究すると、ややもすると管理する側として、やめたほうがいいのか、進めたほうがいいのかという話になりますが、利用する市民の側からするとこれはこういうふうに改めたほうがいいのか、こういうふうにすると参加しやすいとか、そういう知恵もそこにはあるように思いますので、ぜひ市民の利用者の人たちの声を聞くようにしていただければと思います。この外部評価というのはそういうものも含めてあるかと思いますが、どんな感じなんですか。

○委員長（山本加奈子君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 今、市民の方に関しては、カミーリヤに意見ボックスがありますので、そこに自由に投稿していただけるような形になっています。先ほど上村委員が言われたとおり、そういったことも含めて、今後、参考にしながら実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 先ほどの御回答で一つなるほどと思ったのは、結局、外部評価委員会のときはコロナの影響で利用者が極端に減っていたと。そういうことを踏まえて評価をされたのであれば、そのときにそういう状況というのは説明されたのでしょうか。当然、これはコロナ後の利用状況を見ないとなかなか結論は出ないんじゃないかと思ったんですけども、その辺はどんなだったんですか。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） その点につきましては、外部評価委員会の中で説明させていただいております。

○委員長（山本加奈子君） いいですか。

ほかに質疑ある方はありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、後期高齢者健診の集団健診での実施についての件を議題といたします。

説明のほうをお願いいたします。森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） すいません、説明に入る前に、文字の訂正がございます。申し訳ありません、こちらのほうで出した資料を訂正させていただければというふうに思っております。

こちらの後期高齢者健診の集団健診という14ページの資料でございますが、健診審査内容の表の中の三つ目に健康審査内容というのがございます。その中に「問診、診療」というところがございますが、こちらの「診療」の部分は診療ではなく「診察」となります。資料を出させていただいたときにこちらのチェックが行き届かなかったということで、大変御迷惑をおかけしする次第になってしまいまして、申し訳ございません。訂正のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 「診療」が「診察」になるということですね。健康診査内容のところ「診察」になります。よろしく御訂正のほどお願いいたします。

では、安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） それでは、所管事務報告、後期高齢者健診での実施について御説明さしあげます。14ページを御覧ください。

後期高齢者健診の現状につきましては、75歳以上の後期高齢者の健診は実施主体が福岡県後期高齢者医療広域連合でありまして、市の集団健診ではこれまで受入れを行っていませんでした。今回の実施の背景としましては、後期高齢者から市の集団健診で健康診査を受けたいとの要望が年々大きくなっていること、それから後期高齢者の健診受診率は、令和3年度の実績になります。1,139人と受診率は9.24%でありまして、福岡県内平均受診率12.47%を下回っております。74歳までは市の集団健診で受けられますけれども、今までは75歳になると集団健診は受けられないという現状がありました。

実施概要についてです。福岡県後期高齢者医療広域連合と協議が調いましたので、令和5年度から後期高齢者の健康診査を本市の集団健診で受け入れることとなりました。令和5年度からの実施概要について表にまとめております。

実施主体に関しましては、先ほど説明したとおり福岡県後期高齢者医療広域連合、受診方法は、今までの指定医療機関、それと市での集団健診が新たに加わることとなります。

健康診査内容に関しては問診、それから、先ほど部長からありましたようにこちらは「診療」ではなく「診察」で、そして、身体測定、血圧測定、尿検査、血圧検査となり、心電図、眼底検査、貧血検査は国が定める基準に該当するなど医師が必要と認める対象者のみ追加となります。

健診費用は500円で、この金額は指定医療機関の費用と同額であり、今年度と変わらない金額となっています。

集団健診での受入れ人数については、年間380人の枠を設けて実施する予定です。

以上、報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

質疑がある方。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 受診率が9.24%と低いので市の集団健診を受けましょうというのに、年間380人ぐらいしか受けないとあんまり意味がないんじゃない。

○委員長（山本加奈子君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） まず、380人という設定をさせていただきました。この約380人を受け入れると、大体県の平均ぐらいになります。

それから、今は380人と設定していますけれども、もし希望者が多ければ、ほかの40歳から74歳までの特定健診、うちとしてはそこに一番力を入れたいといけなところがあるので、その状況を見ながら随時、枠の調整を行っていきたいと考えているところです。

以上になります。

○委員長（山本加奈子君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 県の平均と同じくなるということですが、それ以上に増やすべきじゃないんですか。県の平均にこだわらなくていいと思いますが。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 先ほども御説明したとおり、健康推進課としては特定健診に力を入れないといけませんので、この人数設定とさせていただいているところです。もちろん、阿部委員が言われたとおり、余裕があれば人数を受け入れて実施していきたいと考えているところです。

以上であります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） すいません、健康診査の内容ですけど、血圧測定と血圧検査にはどんな違いがあるんですか。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） すいません、訂正をお願いします。血液検査となります。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 少し分かりました。

次が、医師が必要と認める対象者が該当と。どういうあれが該当するんだろうなと思ったんですけど、血液検査とかそういう数値でなるんでしょうね。そこがもしあるなら教えてください。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） まず、心電図に関しては、健診受診時、血圧収縮期の数字がありますけれども、それを判断しまして不整脈が疑われる人が該当します。

それから眼底検査につきましては、健康受診時の血圧ですね、こちらも基準がありまして、それに引っかかった人が受けられます。

貧血検査に関しては、医師の診察等で貧血が疑われる人、または貧血の既往歴がある人となっています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある人。ないですか。

すいません、最後に一つ。この後期高齢者の人に対する、これが受けられるようになり

ますよという周知とか申込みの方法とかはどうなりますか。

安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 健診については、3月の広報と一緒にお配りしています筑紫野市健康づくりパンフレットというのがあります。これは全世帯に配布しております、こちらのほうで周知をしております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、風しん予防接種についてを議題といたします。

それでは、執行部から報告をお願いします。安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） それでは15ページを御覧ください。風しん予防接種についてとなります。

現在、風しんの予防接種につきましましては二つの事業を行っております。まず初めに、風しん第5期定期接種についてです。上段の1になります。

こちらについては、平成24年から25年、それから平成30年から令和1年に全国流行した風しんに伴い、令和1年から令和7年の3月までの時限措置として、国が接種を推奨する定期接種に位置づけられております。

実施概要についてです。接種対象者が、公的な接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性となり、抗体検査を受け、抗体が低い方に接種を行うこととなっています。

費用については、接種クーポン券を対象者に送付し、無料となっております。

実施期間につきましては、全国の医療機関で接種を受けることができ、3月1日時点で、市内28か所、県内2,105か所の医療機関で接種を受けることができます。

実施期間につきましては、先ほど説明したとおり令和7年3月31日までとなっております。

周知方法につきましては、令和元年度に、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、無料接種クーポン券を約5,500人に送付、令和2年度に昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性を対象に無料接種クーポン券を約6,400人に送付、令和3年度に無料接種クーポン券の未使用者に対しての勧奨通知を約8,500人に送付、令

和4年度に無料接種クーポン券未使用者に対して再発行を行いまして、接種無料クーポン券を約8,000人に送付しています。

なお、市広報紙、それからホームページ、また年に一度、全世帯に配布しています、先ほど紹介しましたこちらの健康づくりパンフレットにおいても周知をしています。

実績につきましては、表にまとめていますとおり、令和元年度は抗体検査が836人、予防接種が229人、令和2年度は、抗体検査1,302人、予防接種272人、令和3年度は抗体検査588人、予防接種134人、令和4年度、こちらは2月末時点での数字となります、抗体検査449人、予防接種80人、合計、抗体検査が3,175人、予防接種が715人となっています。

次に、風しんの予防接種助成交付事業についてです。

こちらは先天性の風しん症候群の発症を予防するため、福岡県の風しん予防接種助成費用補助金を活用し、平成30年1月より実施を行っています。

対象者については、風しん抗体検査の結果、抗体価が不十分であると分かった次のいずれかの人となり、①妊婦希望者。②妊婦希望者または妊婦の配偶者。こちらはパートナーも含みます。③妊婦希望者または妊婦の同居者。こちらは生活空間を同一にする頻度が高い家族となります。なお、記載しておりませんが、②③の妊婦希望者以外につきましては、妊婦希望者、または妊婦の抗体が不十分な方に限っております。

助成額が上限1万円の予防接種費用、実施期間が令和6年3月31日までとなります。

周知方法につきましては、母子手帳交付時に妊婦の転入時に案内チラシを配布し、その他、市広報紙、ホームページ、健康づくりパンフレットにおいても周知を行っております。

実績についてです。助成人数、これは接種人数となります。平成30年度が37人、令和元年度が170人、令和2年度が164人、令和3年度が118人、令和4年度は2月末時点の数値で102人、合計591人となっています。

以上で報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 二つ目の事業の風しん予防接種費用助成金交付事業についてなんですけれども、実績といたしまして助成人数は出ていますけれども、抗体の検査数についての情報は把握できなかったのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） この助成事業自体が、抗体検査を受けて抗体がなかった

人に限って申請がありますので、実際どれだけの方が抗体検査を受けたかというのはちょっと分かりません。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 同じ事業なんですけれども、周知方法といたしまして、母子手帳の交付時であるとか妊婦の転入時等に案内チラシを配布されているということなんですけれども、そもそも、風しんの予防接種自体を妊婦が接種できたのかなってちょっと疑問に思うのと、結局、母子手帳交付時前、例えば、婚姻届を持ってこられたときとかに周知するほうが正しいのではないかと思います、その点、お伺いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） おっしゃるとおり、妊婦の方に関しては接種を受けることができません。ワクチンの性質上です。なので、対象者の①に書いていますけれども、妊婦希望者となっています。それで、先ほど話した転入時に配布しているというのが、可能性として②③に書いています希望者として妊婦の配偶者もありますので、そちらのほうに効果的であると考えて配布しているところです。

以上になります。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認なんですけど、この資料自体は母子手帳の交付時と妊婦の転入時となっていますけど、今の課長のお話では、転入されてきた方だとか婚姻届とかを提出される方にも周知されているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） おっしゃるとおり、母子手帳の交付時、それから妊婦の転入時等、こちらのときに配布をさせてもらっています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） こちらの1の風しん第5期定期接種と、二つ目の風しん予防接種費用助成金交付事業の実績等を踏まえて、国、県、市が推奨している事業なのかなと私は認識していますが、こういった実績を見て、市としては大体これぐらいが妥当な接種率、接種されている方と捉えておられるのか、もう少し意識を高く持ってもらって、確かに任意ではございますけれども、接種される方をもう少し増やしていきたいという思いなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 接種率に関しては、この風しんの予防接種に関しては国が接種を推奨している定期接種となりますので、当課としましては、もちろん100%できるように希望しているところですが、やはり個人の判断等もあると思います。また一つ、もともと実施期間をそもそも国が延長を重ねている現状があります。なかなか接種率が上がらないというところがありまして、令和3年度、4年度と未接種の方に関して接種勧奨であったりクーポン券の再発行を実施しているところです。

以上になります。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 最後に確認ですけれども、二つ目の事業、これは県の助成事業だと思いますけれども、今、実施期間が令和6年3月31日までとなっております、今後の県の動向によると思いますけれども、これは延びる可能性もあるというふうに捉えていいのか、あくまでもこの事業は令和6年3月31日で打ち切りという感じなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 現時点で実施期間の延長の報告は受けていません。

以上になります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

では、健康福祉課、ありがとうございました。

入替えのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時06分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、出産・子育て伴走型応援事業について執行部から報告をお願いします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課の職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（山本加奈子君） よろしく致します。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく子育て支援課母子児童担当係長の森田と申します。よろしく致します。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いたします。

では、お願いたします。岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 所管事務報告、出産・子育て伴走型応援事業について御説明をさせていただきます。文教福祉常任委員会説明資料の16ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、1、概要です。本事業は、安心して出産・子育てができるよう相談支援を充実し、妊娠届出後に妊娠1回当たり5万円、出生届出後に子ども1人当たり5万円を現金給付するもので、今年2月1日から事業を開始しております。

次に2、対象及び給付額です。令和4年4月1日以降の出産から対象となるため、今年度は経過期間として遡及対象者が発生しております。出産応援給付金は妊婦を対象に妊娠1回当たり5万円を給付します。子育て応援給付金は、出生した子どもを養育する人に対して子ども1人当たり5万円を給付します。

なお、本事業は単なる給付事業ではなく、給付の申請などを通じて行政とのコンタクトを確実にいき、全ての妊産婦などに行政がアプローチすることのできる体制の強化でもあるため、基本的には面談が必須条件となっております。

次に3、相談支援です。大きく3点あり、資料の①③は既存事業ですので説明を省略させていただきます。②が新規の取組となっております。妊娠7か月頃、つまり、就労されている妊婦さんにも産休に入る頃を見計らって、子育て支援情報の提供とアンケートを送付します。この情報提供により、家族教室への参加を促したり、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、赤ちゃんヘルパー派遣事業や産後ケア事業などのことを再度周知し、利用促進を図る予定としております。また、アンケートの回答を見まして、子育て世代包括支援センターなどで再度アプローチを行うことも想定しております。

4、次に周知です。遡及対象者には個別通知を発送しております。その他は資料のとおりとなっております。

次に5、申請状況です。2月末時点で898人の申請がっております。

6、最後です。既に遡及対象者に関する業務増が発生していることから、今年の3月から子育て世代包括支援センター職員を1名増員して対応しております。また、今回は給付金での対応を取っていることから、口座管理などのシステム改修を行う予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 5項目めの申請状況についてなんですけれども、対象者は大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今回の遡及対象発送については、1,242人に送っております。それ以外につきましては、随時、母子健康手帳を2月1日以降から交付する方、それから生まれた方になりますが、一月当たり双方80人程度、合わせて160人を予定しておりますので、1,242人に320人を足した形を想定しております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 例えば市内から市外へ転出される方とかも、例えば家庭の事情等で生じてくるかと思えますけれども、そういった場合、他市との連携といたしますか、どのような給付事業になるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今回の事業は全国で開始される事業ですが、本市のように2月もしくは1月から開始しているところと、今年度中に開始しないところも全国的にはございます。なので、転出先が始めているか始めているかでもちょっと状況が変わりますけれども、基本的に面談をした市町村が給付金ないしギフトを給付する形になっております。

例えば、今回、面談をした後に転出であれば、筑紫野市が給付金をお渡しするような形

になりますけれども、面談をしないで転出される場合につきましては、基本的には行政と親子をつなぐことが目的ですので、転出先での給付ないし面談を御案内させていただいております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。

じゃあ、すみません、私から一つお尋ねします。これをする事による、今までと違うメリットがあれば教えてください。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まだ2月に始めたばかりで、全ての効果がこちらに見えているとは思っておりませんが、これまで、赤ちゃん訪問であるとか、それ以外の妊娠届出の面談であるとかでなかなか関われなかった方とコンタクトが取れるようになりました。それと今回遡及対象者にアンケートを取っておりますので、まだ全部集計しきれておりませんが、どんなことを望むのかというニーズ調査の機会にもなりました。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、新生児聴覚検査について、執行部から報告をお願いいたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 所管事務報告、新生児聴覚検査について説明させていただきます。資料の17ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、事業の説明の前に新生児聴覚検査の目的について御説明させていただきます。この検査は、赤ちゃんの先天性異常を早期に発見し、早期の療育開始につなげることで、その後の音声、言語、発達などへの影響を最小限にしたいという目的の下に行っております。

ページ下半分にありますイラストを御覧いただけますでしょうか。まず、赤ちゃんは出生後3日以内を目安に①の産科医療機関でこの検査を受けます。結果が再検査となった場合は、およそ1週間以内に①の産科医療機関で2回目の検査を行います。検査結果は親子に返されるほかに、③の福岡県乳幼児聴覚支援センターにも送付されます。

2回目の検査でも要精密となった場合は、②の精密検査機関で検査を受けます。結果が

難聴もしくは疑いとなった場合、再度、精密検査を受け、その結果に応じて療育などが開始されます。

③の乳幼児聴覚支援センターにつきましては、親子や医療機関などからの相談に乗りながら、親子が精密検査を受検したか、また、難聴等の診断が出た場合には療育へつながったかを確実にフォローしていくとともに、その結果を市役所にも随時提供していただきます。確実に受検もしくは療育までつながった場合については問題ございませんが、そうでない場合、市役所が行う赤ちゃん訪問や乳幼児健診においてフォローを行っていきます。

このように、親子を中心にそれぞれの機関で協力・連携しながら、必要な方が確実に早期に療育へとつながるよう努めているところです。

では、本題の新たに始める助成事業に関する説明に移ります。

まず、資料の1、内容です。出産した病院等で行われる新生児聴覚検査の受検費用を助成いたします。

次に2、検査対象です。初回検査及び初回検査で要再検となった場合の確認検査までを対象とします。なお、確認検査で要再検、つまり要精密検査となった場合は対象外となりますが、こちらは医療保険での対応が可能となっております。

次に3、検査種別と助成上限金額です。検査には以下の2種類の検査方法があり、上限額が異なりますが、より精度の高い結果が得られることから、①の自動聴性脳幹反応検査が多く導入され、また、推奨されているところです。①の場合は上限が5,000円、②の場合は上限が3,000円となっております。

次に4、対象です。生後ゼロ日から生後90日までの新生児及び乳児で、令和5年度は960名程度を想定しています。

次に5、周知です。主に3パターンを考えております。まず、母子健康手帳交付時に助成券を配布しながら周知、次に産科医療機関等へ周知、最後にホームページ、SNS等で広く一般に周知します。

最後に6、事業開始は令和5年4月1日を予定しております。

以上で説明終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 検査の種別と金額の助成等についてなんですけれども、検査費用

の相場といたしますか、大体どれぐらいかかるのかということと、あと市内のその検査ができる病院等は周知のときに掲載とかしていただけるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、金額ですけれども、①の場合は大体5,000円以内で、②の場合は3,000円以内ということで、この金額を設定させていただいております。なので、よっぽどでない場合、自己負担は発生しないというふうに見ております。

それと医療機関ですが、パンフレットをお作りしまして、そこに受検できる機関を掲載する予定です。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、産後ケア事業について執行部から報告をお願いいたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 所管事務報告、産後ケア事業について御説明をさせていただきます。資料の18ページをお開きください。

まず1、概要です。出産後の母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親を含む養育者がセルフケア能力を育み、親子の愛着形成を促し、親子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援するものとしております。

次に2、対象です。出産後1年を経過しない母子で、産後の心身の回復や育児への不安等があり支援を必要とする者、そして、里親を含む養育者についても対象としております。

次に3、提供者です。対象者への医療的、専門的なアプローチが必要となるため、経験豊富な助産師が多く所属する福岡県助産師会への委託を予定しております。

次に4、提供概要です。家庭訪問により以下のサービスを1回の出産につき2回を限度として提供いたします。丸については御覧ください。

次に5、利用者負担です。市民税課税世帯は1回当たり1,000円、市民税非課税世帯は1回当たりゼロ円と設定しております。なお、多胎の場合につきましては、市民税課税世帯から加算として2人目以降についてプラス500円を設定しております。

次に6、周知です。母子健康手帳交付時の既存事業の際に個別周知、乳幼児健診案内などを利用してチラシを同封して周知をして、情報がきちんと届くようにしたいと考えてお

ります。加えて産科医療機関等へ周知、ホームページ、SNS、「広報ちくし」のにて広く一般に周知しております。

最後に、事業開始は令和5年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 利用者負担のところなんですけれども、例えば、課税世帯は1回につき1,000円になっていますよね。その上に提供概要というのが身体的ケアとか心理的ケアとか四つありますね。この一つずつが1,000円ということですか、この四つトータルで1,000円ですか。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 何を提供しても1回の訪問当たり1,000円と設定しております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑のある方はありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 産後ケア事業については、以前、所管事務調査をさせていただいたんですけれども、今回、アウトリーチ型で新しく新規事業をされるということなんですけれども、何か背景とか市民からの要望だとか……。先ほど説明の中で出産・子育て伴走型の応援事業等についても、妊娠7か月頃からアンケート等で調査をされていくということですが、今回の支援事業にはどのような背景があるのかをお尋ねいたします。

○委員長（山本加奈子君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 産後ケア事業の中で特にアウトリーチに取り組んだ背景ということによろしいですか。

今回、1種目に限らせていただいた背景には、事前に行った市民アンケートの中でどの項目のニーズが高いかを調査した際に、このアウトリーチが唯一、6割を超えていたということで、まずアウトリーチから、訪問型からというところが一つです。

もう一つ、お子さんを産んだばかりのお母さんたちは、何が正しいのか分からないとか、分からないことが分からないということで、日々葛藤と自信喪失というか、自信が持てない状況ですので、助産師さんが家を訪問して、特に最初に困る授乳ですね、おっぱいをあげる、もしくはミルクをあげるという中で、実際におうちの環境の中でこういうふうにしたらうまくいくよという支援をすることで自信をつけていく、その上で愛着が湧いてくる

というところを重要視させていただいた次第です。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありますか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 出産・子育ての伴走型で、前のページから続いて、いろいろ4年度、5年度で新しい事業を進めておられるのはとてもいいことだと思いますけれども、これは予算書には載っていると思いますが、この三つの事業の予算額、事業費というのはどれぐらいですか。もし今なかったら、後でそういう資料をもらえればいいですけど。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ちょっとお待ちいただいてもよろしいですか。

○委員（平嶋正一君） もし今なければ、後でそういう資料をもらえればいいですけど。

○委員長（山本加奈子君） このままいいですか。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 後でもよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） では、後で資料で三つの事業の詳細が分かりましたらお願いいたします。

ほかに質疑がある方はありますか。

すいません、では、私のほうからなんですが、2回が限度となっていますけれども、太宰府もそうだと思いますが、2回が限度で足りるのかなとちょっと思ったりもします。2回を限度にした背景と、もし3回使いたいといった場合の金額は幾らになるのか、お尋ねします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今回、2回に限らせていただいたのは、近隣の状況を見ますと2回から3回ということで、まず2回という回数を選ばせていただいた次第です。ただ、こちらにつきましても事業評価を得ながら検討してまいりたいと思っております。

3回目につきましては、今皆さんがされているように、恐らく1回目、2回目に使った助産師さんの下で自己負担で受ける形になると思いますが、すいません、自費で受けた場合の金額設定にどのぐらい幅があるかは、ちょっと今調べておりません。また、後ほどお答えをするという形でもよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） いえいえ。施設によってきっと違うんでしょうね。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） はい。

○委員長（山本加奈子君） 大丈夫です。分かりました。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。でも、本当に事業を開始していただいてよかったなと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、執行部入替えのためしばらく休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 2 時25分

再開 午後 2 時26分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

出席職員の紹介をしていただいた上で、医療的ケア児等在宅レスパイト事業の実施について報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課長の坂田と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

では、課長申し上げます。坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 医療的ケア児等在宅レスパイト事業の実施につきまして、御説明をさせていただきます。説明資料の19ページをお開きください。

本事業の目的でございますが、医療的ケアの必要な障がい児のお子様などを対象としまして、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間見守りを行うことで、家族の休息時間を確保するものでございます。

医療的ケア児とは、重度の障がいにより日常生活において人工呼吸器や電動たん吸引器などの医療的ケアを必要とする児童のことであり、通常は主治医の指示書などによりまし

て認められた範囲内において訪問看護を利用することができますが、日常生活で看護を行う家族の負担は大きく、本事業を利用することで追加の訪問看護を要請することができます。

具体的には、市が事業者登録を行った訪問看護ステーションなどに対して利用決定を行い、実績に応じた給付費の支払いを行います。訪問看護ステーションは、あらかじめ決定した日時に御自宅を訪問し、家族に代わって医療的ケアと見守りを実施します。その間、家族は、例えばですが、きょうだい児の授業参観への参加ですとか美容院の利用など、行事への参加や休息時間の確保が可能となります。

資料の下段に筑紫地区の状況についてまとめさせていただいております。春日市、大野城市につきましては令和3年度から、那珂川市は令和4年度から本事業を実施しており、本市と太宰府市が来年度より実施予定としております。

なお、実施に伴う助成額につきましては1時間当たり7,500円。春日市は利用における利便性を高めるため30分単位で助成できることとしているため、本市におきましても同様の助成を行う予定としております。

年間の利用上限はいずれの場合も48時間としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

私から一ついいですか。医療的ケア児等ということは、児童だけではなく障がい者も対象ということでしょうか。

課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 御指摘のとおり「障がい児等」とさせていただいております。18歳以上は基本的に障がい者という扱いを福祉サービスの中ではしておりますけれども、そういった方々であっても、医療的ケアが日常生活で必要な方における家族の方の負担というのは変わりませんので、そういった方々も対象とさせていただいております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

副委員長。ごめんなさい、先に前田委員から。

○委員（前田倫宏君） 訪問看護ステーションは市内にどれぐらいあるのかということと、今回、助成額があることは御家族の方も大変助かる事業だなと思って、今まで多分利用されてた方もいらっしゃると思いますが、大体平均してどれぐらい費用がかかっていたがも

し分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） まず1点目ですけれども、市内の訪問看護ステーション等は現在11事業所ございます。実際の実施につきましては、それぞれの事業所さんのほうが登録していただく形にしております。

それから、実際の訪問看護の利用状況については、説明の中でも述べさせていただきましたが、主治医の先生の指示書により時間数がまちまちとなっております。その方の症状にもよるかと思いますが、すみません、市のほうとしては、その辺の実績の数字を持ち合わせておりません。ただ、制度としましては、その分プラス、足りない部分について年間48時間で補う形とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、ふくおか・まごころ駐車場利用証交付窓口の開設について、執行部から報告をお願いいたします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ふくおか・まごころ駐車場利用証交付窓口の開設について御説明いたします。説明資料の20ページをお開きください。

まず、ふくおか・まごころ駐車場でございますが、高齢者、障がい者、妊産婦など、駐車時に配慮を必要とする方々が安全かつ安心して施設利用ができるよう支援する制度でございます。福岡県が実施している事業となります。

ふくおか・まごころ駐車場スペースには、資料に掲載しております案内板やステッカーが掲示されておまして、利用証の交付を受けることで優先的に専用スペースに駐車することができます。

利用証につきましては3種類ございます。今回は資料が白黒ですので色分けが分かりづらいかと思いますが、3種類を上げさせていただいております。一番左が赤色になります。赤色は車椅子を利用されてあるドライバーの方が利用する分になります。真ん中が緑色になります。高齢者や障がい者用です。一番右が橙色でして、妊産婦やけが人の方が有効期限付で利用するものとなっております。

原則、利用証の交付につきましては、筑紫地区の窓口が筑紫保健福祉環境事務所となっており、そちらに出向いての手續、もしくは福岡県への郵送申請、電子申請サービスの利用が必要となります。筑紫保健福祉環境事務所は白木原にあります。那珂川市におきましては、交通の便や距離を考慮し、早くから庁舎内に独自の発行窓口を開設しております。本市におきましても、春日市や大野城市と比べますと窓口まで距離があり、また、利用希望者の中には体が御不自由な方も多いため、今回、庁舎内に交付窓口を設置することで市民サービスの向上を図ろうとするものでございます。

なお、本件につきましては、昨年11月に筑紫野市身体障害者福祉協会の事務局から、また、12月定例会におきまして前田委員からも窓口開設の要請があったところです。交付窓口設置の案といたしましては、主な利用対象者の所管となる高齢者支援課、生活福祉課、子育て支援課のそれぞれにおいて窓口を開設し、併せて対象者への周知啓発を図ります。具体的には、高齢者への通知文書送付時、あるいは障害者手帳の交付時、母子手帳の交付時などに併せて御案内をする予定としております。

窓口開設につきましては、令和5年4月から、新年度からを予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） こちらは県の制度ではあるんですけど、大変重要な制度だと私も考えておまして、市内の事業者さん——公共施設は大体まごころ駐車場の登録がなされている状況があるんですけども、今後、市内に窓口が設置されることに伴って事業者さんに対する御協力依頼、お願いベースだと思いますけれども、そういった取組も必要かと思えます。そういった広げていくような取組は考えておられるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 窓口開設に合わせまして、それぞれの所管課での御案内はもちろんですけれども、ホームページ、SNS等を通じまして制度の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

今御指摘の事業所にはコンビニなど様々ございます。実際には、現在、公共施設が18施設、市内事業所はそういったコンビニ施設等も入れますと54か所ありますが、今後も増やしていくことが望まれますので、そういった周知啓発につきましても併せて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、障害児通所給付費の3月補正について、執行部から報告をお願いします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、障害児通所給付費の3月補正について御説明をいたします。説明資料の21ページをお開きください。

まず、歳出についてでございますが、障害児通所給付費は、18歳未満のいわゆる障がい児を対象とした福祉サービスに要する経費が対象となっております。例年、障害児通所給付費の不足分につきましては12月補正で対応させていただいていたところでございますが、今年度につきましては上半期において当初予算で足りる予測もあったことから、令和4年12月までの支払い実績を確認した後に推計を行い、不足分について3月補正とさせていただいたところでございます。したがって、今年度につきましては12月補正はしておりません。

補正増の要因でございますが、障害児通所給付費に係る利用者数につきましては、令和3年度と比較しまして、推計ではございますが、前年度比144人の増加が見込まれております。また、増加傾向のサービスを種別で見ますと、未就学児の療育支援を行う児童発達支援、就学児から18歳未満児までの療育支援を行う放課後等デイサービスともに伸びているところでございます。今回特に下期において利用者数が増加しておりますが、今年度は緊急事態宣言等も発出されておらず、コロナ禍における利用自粛の傾向が緩和されていることも要因の一つと考えているところでございます。

以上の状況を踏まえまして、続いて補正額でございます。

障害児通所給付費の予算額12億8,222万7,000円に対しまして、補正額3,119万5,000円、補正後の額は13億1,342万2,000円となります。なお、障害児通所給付費につきましては、全体の4分の3が国・県の負担金で賄われます。補正の負担割合といたしましては、国が2分の1で1,559万7,000円、県が4分の1で779万8,000円、市が4分の1で780万円となります。

最後に歳入についてですが、国県の負担分について、それぞれ収入分の補正額として同額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

では、私のほうから一つ。増加傾向のサービス、児童発達支援と放課後等デイサービスはそれぞれ何人ずつか、内訳が分かったら教えてください。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時40分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 何人が何人になったのかなとちょっと思って。どっちが増えているのかなというのがちょっと。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 申し訳ありません。後ほど回答のほうさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、視覚障がい者の安全確保に向けた取組について、執行部から報告をお願いいたします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 視覚障がい者の安全確保に向けた取組について御説明をいたします。

説明資料の22ページをお開きください。

まず、国においては、視覚障がい者の安全確保に寄与する取組といたしまして、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを定めておりますが、令和4年4月に奈良県大和郡山市で発生しました踏切内における視覚障がい者の死亡事故を受けまして、同年6月に改定が行われております。改定内容についてまとめておりますが、これまで踏切敷地内において、周辺についての整備についての具体的な記述がありませんでした。そこで、踏切手前

部における視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や踏切敷地内における誘導標示等の設置を明記したものとなっております。

具体的には、説明図のほうを掲載させていただいております。踏切部が真ん中にありまして、その前後ということで、ここが鉄道会社が管理する踏切部ということになります。点字ブロックを敷く形になっておりますが、横棒になっておりますのが誘導ブロックと呼ばれるものです。基本的に進めという指示になります。そこから踏切部に向かって丸い印がついた点字ブロックを並べておりますが、これが警告ブロックといいまして、これは基本的に止まれという指示になります。ですので、誘導ブロックに沿って視覚障がい者の方はお進みになられて、丸い警告ブロックを認識した時点で止まると。それで先の障害物に対して対処するという形になっております。これと同じようなパターンで、よく交差点ですとか、そういったところにも同じようなパターンで設置がされているところがございます。

こうした表記が今までございませんでしたので、新たにガイドラインの中に加えられているという状況でございます。

こうした動きと前後しまして、本市におきましても、在住の視覚障がい者の方々、当事者の方々から意見交換についての要望が出ておりました。その旨、上村委員のほうからも情報提供をいただいたところでございます。

中段以降で本市における具体的な取組について説明をさせていただいております。まず、昨年9月14日に本庁舎内におきまして、視覚障がい者当事者との意見交換会を実施いたしました。実施に当たりましては、日頃より視覚障がい者の移動支援をされているガイドボランティアみちしるべに仲介をお願いしました。当事者側として、視覚障がい者6名、歩行訓練士1名、行政からは、維持管理課、危機管理課、生活福祉課の3課が参加となりました。当日、市内主要踏切近辺における点字ブロック設置状況や日常生活における困り感、白線を含めた公共施設再整備等について意見交換を行ったところでございます。

本意見交換会の内容を受けまして、11月16日付で、西鉄に対して意見書を取りまとめ、提出をしております。二日市駅近辺の敷地につきましては西鉄所有地となっておりますので、敷地内における警告・誘導ブロックの追加設置について要請を行っております。

また、12月2日付で、那珂県土整備事務所に対しまして、要望書の提出を行っております。

西鉄二日市及び朝倉街道踏切に接した道路は県道となっておりますので、道路管理者に

対して、点字ブロックの設置、白線等の再整備について要請を行ったところです。

さらに、今年の1月27日、さきに提出しておりました要望書を受けまして、視覚障がい
の当事者3名、歩行訓練士1名と、道路管理者である那珂県土事務所を含めた現地立会い
を朝倉街道駅踏切にて実施をしております。写真のほうつけさせていただいておりますが、
当日、点字ブロック資材を持込みまして、実際に視覚障がい者の方に確認をいただきなが
ら、設置に向けての調整を行ったところです。なお、現場は、年度内の整備を予定してい
ると聞いております。

現時点における進捗状況は以上でございます。意見交換会で提案されましたJR天拝山
駅踏切付近につきましては市道でございまして、本市におきましても、現地立会いを含め
た必要な対応を進めていく予定です。生活福祉課としましては、今後もこの動きを絶やす
ことなく、視覚障がい当事者に寄り添った施設整備のコーディネートに努めてまいりたい
と考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けま
したが、質疑のある方はありますか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 具体的に取り組をさせていただいたと感じておるんですけども、こ
れ、今聞きながら、朝倉街道の踏切は県の管轄で、年度内にやると。天拝山駅は市道です
ね。それはまだ取組が今後の問題だという説明だったかと思うんですけど、もう少し早く
ならんやったのかなという感想を持ったんですが、どんなふうでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 一応道路の工事関係につきましては維持管理課というこ
とで、先に意見書ですとか、そういった文書の提出のほうを優先しておりましたので、お
っしゃるとおり、並行して本来迅速に進めていくべきものと考えておりますので、そこは
私どものほうからも働きかけを行いながら、なるべく早いうちに整備のほうに結びつくよ
うに、一日でも早い立会のほう実現できるように努力してまいりたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、本市における具体的な取組というところで、市内の主要な
踏切近辺というところで三つ列記されておりますけれども、最後のJR天拝山駅等となっ

ておりまして、今回は確かに優先的にまず三つから着手していくような状況でやられるのかなと思うんですけど、今後、その他の駅についても検討はなされていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今回、ガイドラインの改定ということで、踏切優先ということではないんですが、やはり注目を集めております。主要踏切ということで。実際、意見交換会におきましても、この3か所というのが、実際名前が挙がって意見が具体的に出ておりましたので、優先をさせていただいております。

ただ、ほかの地域につきましても、やはり白線が摩耗して消えていたりとか、視覚障がいの方は白杖で触るだけで何ミリかの厚さの白線を認識できるんですね。そういったところもありまして、白線を引くことについてはそんなにお金がかかることでもないということで、維持管理課もそう申しておりますので、ほかの部分につきましても手をつけられるところから順次やっていくということで確認を取っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） では、ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時47分

再開 午後 2 時49分
————— . ————— . —————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、地域包括ケアシステムについて執行部から報告をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。職員入れ替わりまして、高

高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課課長の古田と申します。よろしくお願いたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしくお願いたします。

それでは課長、お願いたします。課長、よろしいですか。じゃあ説明を、地域包括ケアシステムについて、よろしくお願いたします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、所管事務報告ということで、高齢者支援課からは地域包括ケアシステムについて御説明をさせていただきます。

資料の23ページ、24ページでございます。

地域包括ケアシステムにつきましては、第6次総合計画の重点施策の一つとして設定されており、団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニアが65歳以上となる2040年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で健康で自分らしく住み続けることができるよう、地域全体で支える環境づくりを構築するものでございます。

資料の23ページでございますが、地域包括ケアシステムをイメージ図で示したものでございます。地域包括ケアシステムは、下の枠囲いのおり、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、介護、医療、地域での支え合い、生活支援、介護予防等が一体的に行われる地域づくりの実現を目指して構築を進めているところでございます。

イラストのほうになります。真ん中に住まいがあり、上段の公民館活動や体操教室の介護予防、それとごみ出しや見守り、挨拶などの生活支援、この二つの日々の生活での支え合い、それと、下の介護、医療、行政サービスなどの専門的な支援が切れ目なく提供される体制が地域包括ケアシステムとなります。特に上段につきましては、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要となります。

今回は、上段の日々の生活での支え合いの進捗状況について御説明させていただきます。24ページになります。

日々の生活での支え合いにつきましては、各コミュニティを中心として、見守り、生活支援などの活動を行い、お互いの助け、互助により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目指します。全体方針といたしまして、高齢者の見守り等の情報共有

の場の構築、さりげない見守り活動の推進としております。来年度は高齢者の生活支援の検討として、支援する側の担い手の育成と、高齢者がどのような支援を求めているのか、ニーズを調査し、分析を行う予定としております。

次に、各コミュニティ協議会の取組の経過です。各コミュニティにおきましては、既に自治会で実施している取組を拡充したり、コミュニティ、自治会、民生委員さんなどが連携して新しい取組を始められたりと、地域の特性に応じて進められております。

二日市になります。二日市につきましては、愛の見守り訪問事業という、75歳以上の独り暮らしの方の見守り訪問事業を行っており、その際に、高齢者に生活困り事を聞き、集約しております。来年度は、関係機関や関係各課で開催する地域包括ケア推進会議にて作成した見守りリーフレットを活用して、見守りを進めていく予定です。

次の、二日市東と山口につきましては、今年度、市制施行50周年でございましたが、その取組を活用して、見守りに必要な方の緊急連絡先の情報をポットに入れて、冷蔵庫等に保管する安心ポットの導入が検討されました。

二日市東につきましては、令和3年度に地域包括ケアシステム検討委員会を立ち上げ、モデル地区を設定しております。その取組を基に、コミュニティ内の全自治会へ展開するというものです。来年度は安心ポットを活用して見守り体制を充実する予定でございます。

山口につきましては、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員が相談・連携を取れる体制づくりを構築するため、各区で見守り3者会議を実施しております。山口地区では行政区単位での取組が進んでいますので、報告会において情報共有を行っております。来年度におきましても、各区の取組を拡充していく予定となっております。

御笠につきましては、自治会の高齢者サロンの活動を中心に取組を進めているところでございます。コミュニティが中心となってサロンを開催し、サロンを実施していない自治会にまで拡大する取組を進めようとするものです。見守り活動につきましては、安全安心部会で災害時等の見守り体制から検討を始めています。

山家につきましては、山家スタイルという、隣組を中心とした高齢者の見守り活動が浸透しており、今後は各自治会の活動を振り返り、共有し、平準化を図れるか、協議していくものです。来年度は、生活支援の体制づくりを検討する予定となっております。

筑紫につきましては、福祉推進者の集いという民生委員・児童委員、シニアクラブ、福祉委員、サロン関係者などを集め、学習会を重ねているところです。さらに、関係者と地域の課題を明らかにし、地域包括ケアシステムの検討を進めようとするものです。来年度

は、具体的に活動を起こしていくという検討を進める予定です。

筑紫南につきましては、令和2年度から、たすけ愛・みなみの活動を実施しており、ごみ出しや電球、電池の交換など、相互支援の取組がなされております。また、暮らしのサポート講座により、支援する側の育成にも努めております。来年度は、安心ポットを活用して、見守り体制を充実する予定となっております。

以上、コミュニティの取組でございますが、このような取組につきましては、高齢者支援課といたしましても生活支援コーディネーターを配置し、職員と連携して学習会や各コミュニティ間の情報共有の場の開催を支援するなど、サポートをさせてさせていただいております。地域における日々の生活での支え合いの取組が構築できるよう、高齢者支援課としても引き続きサポートをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 各コミュニティで進み具合がいろいろ様々あるんですが、どういう形をもって地域包括ケアシステムの構築というふうに市としては出来上がりを見定めているのかについてだけ。そしてそれは、この取組状況からすると、大体見通しとしては何年頃に出来上がるのか、あるいは全体が動き始めるというふうに、そのときに必要な市としての財源ですとか、人材ですとか、あるいはもう少し考えると、地域交通システムみたいなものも併せた構築が必要になってくると思いますが、そういうことをどんなふうに考えているか、説明していただければと思いますが。

○委員長（山本加奈子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 午前中もちょっとお話があったと思いますけれども、見通しについては、今、地域と協議をしていながら、地域ができることを一緒に考えて支援している状況になっております。ここまでの包括ケアシステムが出来上がったというふうなところの評価は非常に難しいので、ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、今、一緒に関わっていく中で、やはりこれだけコミュニティの取組が具体化されてきているんですけれども、最も不安に思っているのは、やはりこの取組をずっと継続するという意味で、担い手がこのままで大丈夫だろうかというふうなお話を伺っておりますので、担い手の育成というところに早く取りかからないといけないところがあ

りまして、来年度、担い手育成の講座を市のほうで検討していきたいと思っております。

それと、介護サービスに当たらない生活支援というのがありますので、そちらのほうのニーズがどの程度あるのかという実態調査をした中で、生活支援を地域でできるのか、市のほうで何らかの対策を取らないといけないのかというふうなところを検討しないといけないと思っております。

今の段階では、理想は2025年までとは分かっておりますけれども、ここあたりのニーズ調査の分析等を踏まえながら、市が対応すべきところを第9期に向けて検討していきたいというところでよろしいでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 各コミュニティ運営協議会の成長と申しますか、充実と申しますか、そういうことに依拠していく限り、ここのあれは賽の河原の石積みになりかねないというのは、皆さんも経験的にお分かりだと思うんですよ。地域コミュニティ運営協議会の役員は3年ぐらいすると変わりますから、そういうところにこの間の経験だとか、取組だとかの蓄積をもって何かしていこうとするときは、相当、市としての人材の配置とか、財政的にも支援しないと、そう簡単ではないように思いますが。進んでいるところは進んで、じゃあ、このとおりに行きましょうというふうにいつ言い始めるのかというふうに思っていると、進んでいたところが、役員が変わっちゃうと、元の木阿弥のようになってしまうようなところも出てくるので、そういうことを少し考えながら進めていただきたいなと。これはもう要望だけ申し上げておきますので。そんなに簡単ではないんですね、これね。よろしく。あなたたちだけの責任ではないですから。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、資料の23ページで、これからの高齢者の暮らしということ、イメージというか、そういう資料がございますけれども、これ、今までと変わったところというのをちょっと説明していただけたら分かりやすいなと思ったんですけども。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時03分

再開 午後3時04分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括ケアシステムにつきましては、大きく、介護予防、生活支援、介護、医療、この四つがございまして、当初より特別に変わっておるといふところはございません。このイメージ図で見るとおり、いろいろな取組をしていくといふところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 生活支援コーディネーターについてなんですけれども、今、本市では何名ぐらい配置されておられるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今、全体の取組を進めていく生活支援コーディネーターとして、1人だけ配置しております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 7コミュニティございまして、取組状況も、上村委員が言われたとおり、様々な状況であるかなと思うんですけど、そういった中で、人員的に1名で対応されているのは大変苦慮されたり、地域の事情によってそれぞれ事情が異なるのかなと思うんですけども、そういった支援員さん、コーディネーターさんを増やしていくとか、7コミュニティあるので、できれば各コミュニティに配置すれば、もっともっとよくなるんじゃないかなと思うんですけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 24ページの上段に全体方針といふところがございまして、高齢者の生活支援の検討といふところで、担い手の育成といふことで、高齢者のニーズ調査・分析を来年度行う予定にしております。あわせて、高齢者福祉計画の第9期計画の策定にもなりますので、そういったことを踏まえて、高齢者のニーズが多くなるようであれば、生活支援を整えていく必要があると思いますので、その際には生活支援コーディネーターの増員といふのも検討していかないといけないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方ありませんか。平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 今の説明の中でちょっと違和感を感じたのは、高齢者のニーズの調査・分析を5年度にやると。これは地域包括ケアシステムが始まった頃、どんどんニーズというのは変わっていくでしょうけど、今新たに調査すると言われて、ちょっと違和感を感じたんですけど、何かおっしゃりたいのがあったらお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 高齢者等のニーズ調査につきましては、3年に一度、計画のほうを策定するときに調査という形をさせていただいております。その3年間で変化があったもの、また、包括ごと、コミュニティごとの差異とか、そういったものを見ながら、また次の計画を策定をさせていただいているところでございます。

こちらが、ある一定が国の基準という形になりますので、ある程度同じ大きさぐらいの市町村との比較というような形も可能なものにはなります。

○委員長（山本加奈子君） すいません、ちょっと私も1点あるんですけど、安心ポットというのが、今、7コミュニティのうち、既にしているところと令和5年に取り組むところとあるんですけど、これは消防の人が、何かあったときに冷蔵庫から取っていくという、前もしていたやつだと思うんですけど、これって、例えば消防の人はここの区域はこれがあるけど、ほかの区域はないところがあると、非常に大変じゃないか。太宰府は全部していますよね。筑紫野市は地域によってこれがあるところ、ないところとあるのってかなり大変じゃないかと思うんですね。こういう見守りというのは、大体どこの行政区さんもされているのかなと思うんですけど、例えば、令和5年度に向けて、全部のコミュニティでこういうことができませんかみたいなこととかはやっぱ言いにくいものなんじゃないでしょうか。各コミュニティに。

真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 安心ポットについて、先ほど説明の中にも入っていましたとおり、50周年記念の一環で、二つのコミュニティ運営協議会が設置の検討に入られた状況になっております。それまでの間は、市としては安心カードの推進をしておりました。安心カードの推進をしている中で、今、安心ポットを各コミュニティ運営協議会で動いている状況になってきておりました。先日、この7コミュニティの福祉部の情報交換会を行ったときにもこの話題が出てきておりました。いろんな情報の整理というふうなのをうまくやっていったほうがいいんじゃないかという課題が出ておりますので、今の

現状としては各コミュニティで安心ポットの取組をされてありますけれども、いろんな課題が出てきていますので、まだちょっと市のほうでもその状況を整理しながら、検討する必要があると考えております。

すいません、今の段階ではちょっと何ともお答えができないんですが、課題というところで考えておりますので、御了承ください。

○委員長（山本加奈子君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 午前中にも少し口走ったので覚えておられるかと思いますが、近々、第七次総合計画の策定が始まっていくんですね。今、いろんな審議会が開かれて、障がい者福祉長期行動計画などもつくられてきよるわけですね。そうすると、この間はどこか、地域公共交通の整備の話が協議会を開いてとか、審議会のようなものを開いてやろうという話もあっていました。

そうすると、そういうものをつなぎ合わせたり、あるいはそれとの整合性を図っていかないと、本当にばらばらになってしまいますよ。こっちでこう言って、こっちではこう言って、こっちではああ言っています、こうやっていますという話になって、それをきちっとコーディネートしていくような部署がないと。議会はきっと第七次総合計画は比較的早めに特別委員会を立ち上げると思いますが、そのときにはきっと、そういうものの整合性を合わせたような調査研究が始まっていくと思いますので、執行部が立ち後れないようにしないと議論がかみ合わなくなってきましたよ。何のための地域包括ケアシステムかというふうな話になってしまいますので、ぜひそういうことは。

今、どういう時期に筑紫野市の行政が差しかかかっていて、地域包括ケアシステムの中でどういうふうに位置づけられているかというのをきちっと整理していくようにしていただかないと、ちぐはぐな議論がこれから進むということになりかねませんので、それだけは要請しておきますのでね。

○委員長（山本加奈子君） 森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 私どもの計画の一番大きなところには、総合計画というところがあります。それぞれ福祉部でいろんな計画をしていく、その次に大きいところが地域福祉計画、その中に、いろんな障がいのある方、また、高齢者、そして子どもに関するものというのがつながっていているというところで、そういったところの整合性は本当におっしゃるとおり必要だと思っております。そういったところがありますので、庁内の中で必ず、計画等をつくる時には、庁内の連携の会議というのはそれぞれの計画の

中で設けておりました、そういった調整等を図るようにはさせていただいているところがあります。それ以外に、庁内だけの考え方ではなく、外部の方の意見を聞くというところで、そういう外部の方の御意見を伺うような会議というところもそれぞれの計画のほうで持たせていただいておりますので、私どもも委員が言われるところをしっかりと肝に銘じたところで、計画のほうを策定していきたいと思っております。

○委員長（山本加奈子君）　そうですね、本当に各コミュニティの運営協議会の人たちも、皆さん、ほぼボランティアでなさっておりますので、さっき上村委員、前田委員もおっしゃっていましたが、生活支援コーディネーターが市に1人しかいない。リーダーシップを取る人が、やっぱりボランティアの、ほかに仕事をなさっている人が皆さん協力してくださっている状態ですので、確かに生活支援コーディネーターさんの配置等もぜひ念頭に置いていただければなというふうに、もう2025年までそう日がございませぬので、いろいろ協力しながら進めていかないといけないなと思っております。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございます。お疲れさまでした。

執行部が替わりますので、しばらく休憩をいたします。開始を25分から始めます。

—————・—————・—————
休憩　午後3時14分

再開　午後3時15分
—————・—————・—————

○委員長（山本加奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの坂田課長お見えですので、答弁をお願いいたします。

○生活福祉課長（坂田浩章君）　所管事務報告、障害児通所給付費3月補正について御説明をさせていただいた際、委員長のほうから、144人の利用者増、この内訳をという御質問がございました。回答させていただきます。144人のうち、3名が児童発達支援、小学校就学前の療育支援の分になります。141人、これが放課後等デイサービス。説明の中にも、状況ですね、今年度につきましてはコロナによる規制というものが宣言等の発出もなかったということで、恐らく学校活動につきましても、ほぼ通常どおりの活動ではなかったかと思えます。そういったことも影響して、放課後等デイサービスの利用者が大分戻ってきているという状況を反映した数字かと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。ありがとうございます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） お疲れさまでした。

それでは、しばらく休憩をいたします。開始を15時30分からにします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時30分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの平嶋委員の質疑に対して答弁いただくようになっておりますので、よろしくお願いいいたします。

子育て支援課の岡嶋課長、お願いいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すいません、先ほどの質疑についてお答えいたします。

予算書をお持ちの方は、195ページと197ページにさっきの3事業の予算のほうが暫定予算として盛り込まれておりますが、先ほど平嶋委員から、3事業まとめてということでしたので、暫定予算では4,400万円ぐらいを上げております、3事業でですね。令和5年度、まだ本予算出ておりませんので大まかな数字になりますけれども、令和5年度全体で見た場合は、3事業で1億1,000万円ぐらいを予定しております。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 3事業まとめたの答弁でよろしかったですか。それでは、ありがとうございます。

所管入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時32分

再開 午後 3 時33分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

出席職員の御紹介をいただいた上で、令和4年度の一般会計補正予算について執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） これより教育部の所管事務報告ということで、4件審査していただきます。よろしくお願いいたします。

私、教育部長の長澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

関係職員の自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校教育課長をしております、高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 学校教育課学校教育担当係長の城塚です。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（石川純快君） 学校教育課教育指導担当係長の石川です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） それでは、御説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、令和4年度一般会計補正予算に計上しております、天山スクールバスの安全対策について報告をさせていただきます。

常任委員会の資料として学校教育課から出している分がございます。4ページをお開きください。

まず、1番の概要です。令和4年9月に静岡県で認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされた事案がございました。これを契機に、国が子どもの安心・安全対策支援事業、学校安全特別対策事業費補助金を令和4年度第2次補正予算に計上いたしました。このことから、阿志岐小学校への通学バスとして運行している天山スクールバスに国の補助金を活用し、安全装置を装備するために補正予算を計上するものです。

2番目の補正予算の計上額ですけれども、9款教育費1項教育総務費3目学校教育費の児童生徒通学支援事業に15万4,000円を増額するものです。

歳入として、学校安全特別対策事業費補助金、これは定額になりますが、8万8,000円を計上しております。

右下に、安全装置の作動イメージを記載しております。運転手がエンジンを切ると、バス車両後方のブザーが鳴ります。運転手は車内に残っている子どもがいないかを確認しながら、後方にブザーを消しに行くことで置き去りになるのを防ぐことになります。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） これ、保育園でも同じような安全装置をつけるという補正予算が出とったんですけど、そっちのほうは17万5,000円だったんですよね。それとの違い。

それからもう一つは、天山のスクールバスはコロナ対策で購入されたんだろうと思うんですけども、このバスの特徴、空気が循環するという特徴ですね。普通のバスとどう違うのか。コロナで予算を使って購入してありますので、どう違うのか、そこの説明をお願いします。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 1点目の保育所との違いですけども、保育所、幼稚園、特別支援学校については設置が義務付けされています。小中学校については、あくまでも努力義務となっておりますので、国の補助金額に違いがあります。補助金額に違いがあるのと、購入する装置に関しても、そういった部分で違いがあると思います。幼稚園のほうはこういった、今説明した作動イメージのそういった装置を買おうとしておりますけど、リストに補助の対象となる機種があるんですけど、その中でこういったものを取り入れるかというのは、そこそこの幼稚園とか保育園とか、そういったところの設置者の決めるところにもなるのかなというふうに思います。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

○学校教育課長（高木美智子君） もう一つですね。コロナ対策ということでバスを購入しておりますが、もともとの天山スクールバスのほうがちょっと老朽化していたので、換気機能とかいうところが今のものほどの換気機能がなかったもので、そういったところがコロナ対策ということでの新しいバスになっています。

以上です。

○委員長（山本加奈子君） 平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） バスの換気機能が、コロナ対策で対応できるような換気機能はどういうものかというのが一つお尋ねしたいということと、15万4,000円と17万5,000円、保育園のほうは、いろんな機種があるからいろんなものを、どれを使うかはあるんでしょうけれども、国の補助自体が、何か高いのと安いので補助が違いますよと言われてたら、何か。命まで差をつけられたような気がするんですよね。安全対策に対して差をつけられているよ

うな気がするんですけども。これ、縦割りでいくと、文科省と厚労省の違いですかね。そういうことにも関係するんですか。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 39 分

再開 午後 3 時 42 分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、安全装置のほうについては、国が基準を定めてリスト化している装置があるので、それはどれをつけても基準にのっとったものになります。なので、安全の基準が違つかいということではなくて、それにのっとってはいるんですけど、補助の出る金額が、保育所のほうが 1 台当たり 17.5 万円。義務付けられてない小中学校に対しては 1 台当たり 8.8 万円ということなので、物が違うのではなくて、国の補助額が違つかいということになります。

○委員長（山本加奈子君） 選ぶものは同じ、その中から選べる。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。

○委員（平嶋正一君） まあ、いいや。

○委員長（山本加奈子君） だから、推奨している商品は同じで、その中から、補助額が決まっているから、選ぶほうが自分が手出ししてでもちょっと高いのを買おうと思えば買えるということですか。例えば。それはない。補助の範囲内で。

○学校教育課長（高木美智子君） あとは、今回説明したような機能にプラスして、例えばセンサーで人を認知するとか、そういったのになるとまた少し価格としては変わるとは思いますけど、いずれも基準に基づいたものになります。

○委員長（山本加奈子君） 分かりました。

○学校教育課長（高木美智子君） それと、換気機能については、天井に大型の換気扇がついているもので、コロナ対策として補助を受けられるというふうに認められている機能がついたバスになります。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回は安全対策ということで、機器の購入費の補正予算ではある

んですけれども、一部報道でも幼稚園だとか保育園等で、児童とか幼児者に対してクラクション鳴らしたりだとかするような、中からもソフト面というか、そういった学習会みたいなものを実施しているところもあったんですけれども、この天山スクールバスに関しては、中から開けることというのは厳しいものなのかということと、そういった指導等を実施される予定とか、もし実施されているのであれば、そういったところも市の見解としてお伺いしたいです。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時45分

再開 午後 3 時46分

○委員長（山本加奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、バスのほうを中から子どもが自分で開けるといことは安全上できないんですけれども、訓練的なものは小学校で行っているわけではありません。あと、安全装置についてなんですけど、バスのブザーを5分間消してない場合に、外にクラクションがなるような仕組みになっているので、小学生ではあるんですけれども、運転手に対しては必ず確認をしていただくようにということで、再三こちらはお願いをしているものになるので、それでもまだというところになると、5分間たってもブザーを消しに行かなかったときは、外に対してクラクションがなるような機能にはなるので、そういったところで、複数で安全対策をとる、そういった取組にはなります。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今の説明で、この機器が様々な状況下においても対応できるものというのは十分分かったところではあるんですけれども、万が一のこともやっぱり考えて、1年に1回ぐらい、生徒さんに対して何かそういった対策といえますか、考えてもいいんじゃないかなと思ったんですけども、その点、今後どうですかね。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 子どもたちへの啓発というところも考えていきたいと思えます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、令和4年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、別でおつけしています資料の5ページからになりますが、説明は6ページからになります。

令和4年度学校教育課の外部評価については、三つの事業が対象となっていましたので、それぞれ概要と検討方針を御説明いたします。

初めに、ナンバー6と書いています外国語教育推進事業についてです。本事業は、小中学生が現地の英語を聞くことに慣れたり、正しい発音を習得すること、また、外国の文化・習慣に触れる時間を多くすることで、国際社会を生きる力を培うことを目的に実施するものです。外国語指導助手——A L T 5名を各学校等へ派遣する業務委託のほか、福岡教育事務所のA L T派遣要望等を行っております。

評価の結果は、見直しとなっております。

外部評価委員会からの改善項目は4項目ございます。

改善項目の1、A L Tの授業の検証を行う場の設定と改善の推進について。この事業の成果指標は、A L Tの授業が英語教育に貢献したと思う学校の割合となっておりますが、これについて、よかった点や改善点を市や学校、委託業者で振り返り、P D C Aサイクルを回す仕組みを整え、活用していくよう提言を受けております。また、この成果指標の基となるアンケートに、貢献している理由、貢献していない理由を追加するよう改善を求められています。

この項目の検討方針としては、7ページ、次のページの（1）と（2）を御覧ください。

（1）A L Tの授業の検証と改善については、現在、学校の意見を基に委託業者が行っている振り返り作業を市が共有できる仕組みを検討していきますとしています。（2）アンケートの回答理由記載欄の追加については、A L Tの授業が英語教育に貢献している理由、貢献していない理由を把握し、（1）に記載しています検証、改善につなげていきたいと考えております。

6ページに戻っていただいて、改善項目の2、I C Tを取り入れた指導方法の可能性の

検討について。ALTの授業においてもタブレット端末を活用し、ICTを取り入れたプログラムなどの導入可能性を学校と協議して、有効性がある場合は取り組むことの提言を受けております。

この項目の検討方法は、7ページの(3) ICTを取り入れた指導方法の検討ですが、ALTが参加する授業においてもタブレット端末を効果的に活用した授業を実施することとしています。

6ページに戻っていただいて、改善項目の3、委託仕様書への派遣日数の記載及びALT教育における児童生徒との授業時間の基準設定について。現在の委託契約書には、ALTの派遣日数などの工数が記載されておらず、契約金額に対する業務量の妥当性や業務履行の判断ができないことから、これを記載するよう提言を受けております。また、教育の公平性のために、学年ごとに1クラス当たりのALTの授業数を市として設定することも必要との御意見もいただいております。

この項目の検討方針については、7ページの(4)及び(5)となります。(4) 次回の契約の際に委託仕様書等にALTの年間授業数などの記載を検討すること。(5) ALT授業数の下限設定が可能か検討することとしております。

また6ページのほうに、すいません、戻っていただいて、改善項目の④成果指標の追加について。子どもたちがどれぐらいALTと接しているか把握するため、成果指標に1クラス当たりの年間ALT授業数を追加し、事務事業評価表に小中学校の学年別授業時間内訳を成果状況として記載するよう提言を受けております。

この項目の検討方法については、7ページの(6)ですが、(5)に記載しているALT授業数の設定ができた場合は成果指標を追加すること、また、提言どおり成果の状況を記載していくこととしております。

次に、8ページ、ナンバー7、少人数指導推進事業です。この事業は、市費講師を配置し、チームティーチングや習熟度別分割授業などの少人数指導を行うことにより、学力向上を図るというものです。

評価結果は、見直しになります。

改善項目は、事務事業の名称として少人数指導を掲げているが、実態としては、経験の少ない教員や特別支援学級の児童生徒のサポートなど、よりよい学級運営や児童生徒に合わせた細やかな指導のために教員が配置されている状況があることから、それに即したものに見直しを検討するよう提言を受けております。

検討方針については、下段に記載のとおり、教員の配置実態に即した事業名称への変更を検討することとしています。

最後に、9ページのナンバー8、中学校文化・体育奨励事業です。本事業は、筑紫野市中学校文化・体育奨励援助費補助金交付要領に基づき、大会参加費等を補助するものです。評価結果は見直しとなっています。

改善項目の1は、大会実績を大会レベルや運動部、文化部ごとに事務事業評価表へ記載することが提言されており、検討方針としては、(1)のとおり、成果状況を記載することとしています。

改善項目2は、部活動の地域移行に伴い、補助対象団体の拡大など、地域移行の動きに合わせた検討を進めるよう提言を受けております。これについては、検討方針の(2)のとおり、国や県の動向を注視しながら、部活動の地域移行の検討を進めているところになります。

以上、学校教育課が所管する三つの事業について、外部評価委員会の答申結果及び検討方針の報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） この事業抽出というのは、これ、どこがされたんですか。外部評価委員会ですか。大体、ずっとローリングしよったでしょう。

○委員長（山本加奈子君） 赤司委員、マイクを。

○委員（赤司泰一君） これは事業評価……、大体、外部評価はもうローリング方式でやっていたと思うんですけど、今回、教育部という形で、外部評価委員会がこれを全部抽出したということ。

○委員長（山本加奈子君） じゃあ、城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 申し訳ございません。外部評価委員会の対象事業の抽出方法なんですけれども、総合計画で28の施策がございまして、それを四つに分けて、4年間でローリングするような形で、その施策の中から施策を構成する事務事業を抽出しているものになります。抽出については、市のほうが対象事業を選定して、外部評価委員会のほうに諮問して答申をいただくという形になっております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 内部評価委員と外部評価委員がありますよね。内部評価委員のメンバーってどんな方……、すみません、教えてください。内部評価委員のメンバー。

○委員長（山本加奈子君） 城塚係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 内部評価委員会の構成メンバーでございますけれども、各部からお一人、課長職を推薦いただいて、その課長さん方が集まって委員会を構成しているものでございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） こことは事業評価の絡みで、決算のときだったと思うんですけど、高年大学のことをいろいろ議論させていただいた覚えがあって、それがどうなったんだろうかというのが気になっていまして。高年大学に行っている人たちが、結局、自分のサークルはなくなるって言ってきているので、もうやめちゃったのかなと。あれだけいろいろ議論をして、ちゃんと存続しないと、コロナ禍で集まれなくなってしぼんでいっているような状況の中で、高年大学がこの期間果たしてきた役割のようなこと、あるいはそこから育っていった人たちが地域の担い手になっていますので、どこでも何か、健康推進だとかなんとかやっているおじいちゃま、おばあちゃまは、そこを卒業した人が結構多いんですよ。そういうことからいっても、あんまり内部評価、外部評価だけで見直したり、廃止にしたりしないほうがいいですよというお話があったと思うので。今日はここに入っていないんですが、それはもうどうなったかだけ教えてくださいませんか。そうしないと、今日やっている議論が何の意味があるのかというね。事務事業調査で少し意見も出させてもらっても、意味があるのかという意味でね。それが意味がないよということであれば、委員長に諮ってちゃんとした意見書にして委員会として出さないと、議会としての役割を果たせないということですから。少なくとも、この間の議論を聞いていたならば、何らかの対応をしましたという話があってもいいかなと思っていたものですから、よろしく、何か……、もうやめちゃうということになったんですか、端的に言うと。

○委員長（山本加奈子君） ちょっと、長澤部長のほうからいいですか。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、上村議員のほうから御質問がありました件については、

前の常任委員会のほうでも質問がありまして、高年大学の今後の在り方といったところで質問を受けたところでもあります。その際に、まだ方針等をしっかりそのときには決められていないような状況で、高年大学のメンバーの方の意見をいろいろ聞きながら、今後、また引き続き、検討していきたいといったところで、その検討の期間中でございます。現在もですね。まだ検討しているといったところでもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 資料の9ページの中学校文化・体育奨励事業についてなんですけれども、今後、文科省のほうでも部活動に関しましては地域移行も視野に入れられている状況であると思うんですが、それに伴ってだとは思いますが、例えば、教職員の方で中学校の部活動を受け持っていらっしゃる方というの、地域といいますか、そういった体育的な……、外部的に委託ですかね。そういったのも、市としてもこの検討に伴って、今後そういったものも考えていかれるのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） そういったところも含めて、今、検討委員会を立ち上げて、市内の状況とか、先生・生徒のアンケートを取るのかとか、そういったところも含めて今、県の方針に沿って検討を進めていくというところになるので、そんなところも検討していかないといけない項目の一つと考えています。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。補足は、部長、大丈夫ですか。

じゃあ、長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、高木課長のほうが話しましたとおり、平成7年度までに休日等の部活の在り方について何らかの形を出さないといけないといった国の考え方はあるんですけども、現在まだ、県の方針というのは明確に下りてきてないんですね。だから、そこをまず踏まえながら、今後、またしっかりと検討していきたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

それでは、質疑はいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、本市のICT教育について、執行部から報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、本市のICT教育について、1点目が校内通信ネットワーク強化についてということですが、こちらは資料がなくて、口頭で現状を報告いたします。

こちらは市内の小中学校のネットワーク環境の強化を図るために、9月補正予算で可決いただいて事業を実施しているところです。

主な整備の内容としては、一つが、児童生徒が使用するインターネット環境を独立させて回線速度を強化すること。それと二つ目が、各校に設置するネットワーク機器を高性能なものに変更して、児童生徒からインターネットへの通信を円滑にすることの2点です。

事業のほうは、おおむね現地の作業は完了しておりますが、3月中に完了する予定となっております。開通した学校からは、通信環境がよくなったと声をいただいております。

強化事業については、そういった状況になっております。

それから、2点目のICT教育の現状と次年度に向けた取組についてということで、こちらは資料10ページになります。

10ページの図の中の黒いところに、「令和4年度までの取組によりみえてきた喫緊の課題」と書いてありますが、令和4年度の筑紫野市ICT活用教育実施計画に基づいて、ICT端末を活用した授業づくり、それから情報モラルに関する指導の充実、こういったことを行ってまいりました。各学校の活用の状況は、これまでの委員会でも報告してきたとおり進んでおります。その中で見えてきた課題を今から2点、御覧ください。

1点目が、タブレット活用が目的となっている授業ということですが、これは子どもたちにタブレットを利用させることが目的になっていて、本来の学習内容・目的が薄れてしまっている授業が散見されたこと。

それから2点目が、不注意による破損。こちらは、タブレットの取扱いには十分注意するよう子どもたちへの指導をお願いしているが、それでも破損事案が発生していますということで、令和4年度の修繕料40万4,000円で、今、計上しておりますけれども、筑紫野市では、筑紫地区の他市の予算の状況に比べて、修理費用が抑えられているところではあります。

こういったところの課題から、令和5年度の取組の重点として、上の真ん中の四角のところから2点上げております。

1点目が、タブレットを効果的に活用するための授業改善。タブレットの活用が目的にならないようにするため、効果的な活用を目指した授業改善を積極的に行うこと。

それから2点目が、家庭学習での活用のための検討。タブレットを活用した家庭学習の実施に向けた検討を進めるということ。こういった2点を重点としていきたいと考えております。

重点の一つ目については、左の矢印の中に掲げておりますが、筑紫野市ICT活用教育実施計画に基づいて進めていきたいと考えています。

一つ目ですが、ICT活用ST委員会、これはICTに関する知識と技能にたけている教職員による会議です。これを定例化して、ICT活用教育を行う上での課題を解決していくための検討を進めていきます。

二つ目、各小中学校のICT活用教育担当者を中心にしたGIGAスクール研修会を年3回開催します。この研修会で各学校の実践発表を行い、効果的な活用を市内で共有したいと考えています。

そして三つ目、ICT活用教育担当者による各校における授業実践を記録として残し、この記録も市内で共有していきたいと考えています。

また、重点の2点目については、右の矢印の中に掲げております、持ち帰り推進のための課題が予測されるところです。

タブレット取扱いに関するこれまでの指導は引き続き行いますが、自宅に持ち帰ることにより、家庭内あるいは行き帰りの道中で破損が増える可能性があるため、対応策の検討を行うこととしています。故意による破損などでない限り、これまでどおり市で修繕対応をすることとしております。これまでの破損の傾向から、どんなときに、どんなところを気をつけると破損に至らないかなど、保護者への丁寧な説明もしながら、子どもたちへの声かけもお願いすることも必要と考えております。

説明は以上です。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、ネットワーク強化についてなんですけれども、一部は、学校によっては、もう開通されて通信状況がよくなられたという説明がございました。今までは、私も保護者とかから聞く限り、2クラスとかまでしかつながらなかったとか、様々、

それは学校ごとでも状況が異なっているのかなと思うんですけども、通信環境がよくなった学校に関しましては、大体どれぐらいの通信状況から、改善がどれぐらいされたのかというのは把握されておられるのでしょうか。何台……、クラス単位でもいいんですけども。

○委員長（山本加奈子君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時10分

○委員長（山本加奈子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 接続の状況としては、七、八クラス接続しても問題なかったというところで、残りまだ3月ありますので、検証しながら、必要があれば方策を検討したいと思っていますけど、今の状況では問題なく使えていると言われています。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 次に、家庭学習での活用のための検討が、今、方針として出ているところではあるんですけども、こういった家庭学習を検討されているのが1点と、あとは、通信環境が整っていない御家庭もあられるのかなと思うんですが、そういったところに対しても、Wi-Fiの貸出しというのもあったと思うんですけど、そういったものの活用はどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 家庭学習をどんなふうにとのことですね。家庭学習は、既にタブレットドリルとかを取り入れてやっているところもあります。学校のほうで課題を出して家で通信しながらということもありますし、学校でダウンロードしておいて、家に持って帰って、解いて、また持ってくると、そういったような使い方もあります。

それから、通信環境ですけども、ルーターの貸出しはできるので、今のところは通信環境は家庭で御負担いただくというところで進めていますけど、通信料の負担も含めて、今、検討しているところです。

○委員長（山本加奈子君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、答弁の中で、通信料の負担という話がございましたけど、そ

これは御家庭に負担をしていただくということでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現状は御家庭に負担をしていただくようになっているんですけれども、そこも市のほうで取り組んでいくことを検討しないといけないなと思っているところですよ。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありますか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今、ちょっと問題になっているんですけど、さっきも話したんですが、破損のお金ですよ。多分、さっきも話しよったんですけど、大野城とか春日とか、やっぱり持って帰るからこそ、結構、見たら、金額が1,200万とか2,000万超えると。今、ちょっとぱっと調べたら、いろんな自治体で隠れて費用がかかるということだから、どこの自治体も問題を抱えているみたいな感じで。調べる中で、保険に入っているところとか、一部保護者が負担するところも何かあるみたいなので、やっぱり今後、これは……、かなり、推進していく中では大変なお金になってしまうと思うから、そういうところもきちんと整理していかないかなのかなと感じました。すいません、こんな感じで。ぜひそういうのも検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方……、今のは、答弁は。

○委員（赤司泰一君） いや、もういいです。

○委員長（山本加奈子君） 要らない、いいですか。

ほかにある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 前回の決算資料の中でも不登校の数が増加傾向であったり、いじめの件数もそうだったんですけども、そういった中で、ICT教育の位置づけの中で、家庭学習は今後推進していくというところなんですけど、そういった児童生徒さんに対しては、どのように今後、考えておられるのかなというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 不登校の子どもたちについては、それぞれ本人と御家庭との希望にもよるとは思いますけど、やり方としてはいろいろあると思います。実際、市内でも、家から学校の教室の様子をオンラインで見るとかもありますし、校内の適応指導教室のようなどころからクラスの授業を見るといったところもあります。その子、その子

の状況に応じて、どんなことができるのかは、教育委員会としても考えていきたいと思っています。

○委員長（山本加奈子君） すいません、今の追加なんですけど、じゃあ、保護者と先生と、要望があれば、今、実際オンライン授業を見ることができている人もいるということですね。校長先生とかが、それを要望しても、校長先生とかからちょっと要望が……、回答が駄目だった状況とかがあるというのもちょっと聞き及んだりするんですけども、そこはもう校長先生の采配で、教育委員会はそういう指導とかはないのでしょうか。個々の状況で……。

○学校教育課長（高木美智子君） 教育委員会としては、いろんな方法を進めていきたいということで、また新年度に向けてこのところには力を入れていきたいという、重点を置いて取り組んでいきたいというのを改めて周知したいと思いますので、その中で、また校長先生方にも念頭に置いていただけるようにしていきたいと思います。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。自宅で……、骨を折って自宅におられないかとかいうようなこととか、不登校の子とかもやっぱり授業……、申し出たらしいということですね。学校のほうに御相談したらしいということですね。分かりました。ありがとうございます。

上村委員。

○委員（上村和男君） 一つだけ言っておきたいんですけど、ICT教育は始めたばかりだから、今のうちからあんまりけちをつけないほうがいいと思っているので、ここだけの話ですよ。何かやり始めると、マイナス面もかなり出てくるんだよ。これらを踏まえた上で、やっぱりきちっとリードしていけるような教育委員会の教育行政という立場をきちっと守っておかないと、いよいよになったときに慌てふためかないようにね。いい面をずっと伸ばしながら、課題をきちっと押さえながら推進するという姿勢を取らないと、落とし穴が必ず出てくるので、それだけは申し上げておきたいと思いますね。もうそろそろ出てくる頃ですからね。

○委員長（山本加奈子君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

質疑を打ち切ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時20分

○委員長（山本加奈子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告に入ります。

出席職員の紹介をしていただいた上で、筑紫小学校プレハブ校舎建設完了報告について執行部から報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が教育政策課に変わりましたので、所管課の職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） お願いします。

○教育政策課長（吉開和子君） こんにちは。

○委員長（山本加奈子君） こんにちは。

○教育政策課長（吉開和子君） 教育政策課長の吉開和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長の山内です。よろしく申し上げます。

○委員長（山本加奈子君） よろしく申し上げます。

では課長、お願いいたします。

吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 筑紫小学校プレハブ校舎建設完了について御報告をさせていただきます。

筑紫小学校につきましては、児童数の増加による教室の不足を解消するため、令和4年度に筑紫小学校敷地内にプレハブ校舎の建設をさせていただいておりましたが、完了いたしましたので御報告いたします。

構造は、軽量鉄骨造り、プレハブ、二階建て。

面積は、951.42平米でございます。

教室数は、普通教室8教室。

校舎建設期間は、令和4年7月9日から令和4年12月31日まで。

賃貸借期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までで、賃貸借期間終了後は、建物は無償譲渡となります。

賃貸借金額は、月に330万円の60か月、合計で1億9,800万円でございます。

受注者は、株式会社システムハウスアールアンドシー九州支店でございます。

なお、5年間の賃貸借期間中の施設の維持管理につきましては、所有者である受注者が行い、建物等の正常な機能を保持するために必要な施設点検を年2回実施し、報告書を提出してもらうこととしております。

また、施設の維持管理に必要な補修等につきましても、原則、受注者が行うこととなっております。

現在、順次備品の搬入などを行っており、新学期から支障なく使用できるように準備を進めているところでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、この事業は、普通教室が不足するであろうというところでプレハブ校舎の建設事業に行き着いたのかなと認識はしているんですけども、さきの決算審査委員会において、追加資料ではございましたが、少人数学級が令和7年度までに段階的に実施されていくんですけども、その中で、私も懸念していたところで、筑紫小学校の状況というのが、少人数学級の段階的に伴って、不足する教室も出てくるんじゃないかなという資料も頂いていたところであるんですけども、今後の筑紫小学校に限らず、二日市東小学校等もそうなんです、その点、市としての段階的な少人数学級に伴っての普通教室というのは、今回、一応、この教室だけで補えるものとして捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 筑紫小学校については、令和7年度までに35人学級になるの見込んで推計を立てておりましたので、これで足りると考えておりますが、今後、

児童が増えていくだろうと予測される学校につきましては、今後も関係課、都市計画課とか学校教育課と協議しながら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

ほかに質疑がある方。

平嶋委員。

○委員（平嶋正一君） 5年の賃貸借の後、無償譲渡とあるんですけれども、大体、何年持てる構造なんですか。

それと、もう1点は、備品の搬入があっているということですが、これはもう予算措置してあるんですよね。その確認です。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。マイクをお願いします。

○教育政策課長（吉開和子君） 今後、10年ほど児童数が増えていくということで推計しておりますけれども、その後しばらく使用することも考えまして、必要なメンテナンスをしながら、30年ほど使用できるものではないかと考えております。

もう1点の質問でございますけれども、備品については予算措置をさせていただいておりましたので、それを活用しながら、今準備をしているところでございます。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） これ、いつから使うんですか。もう新学期からですか。

○委員長（山本加奈子君） 吉開課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 今、備品の搬入の準備をしておりますして、もう4月の新学期から使用を開始するようにしております。

○委員長（山本加奈子君） ほかに質疑がある方ありませんか。では、ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本加奈子君） それでは、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

○教育政策課長（吉開和子君） ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

○委員（上村和男君） 見に行かないけないですね。

○委員長（山本加奈子君） 本当はね、見に行きたかったんです。

○委員（上村和男君） 所管の常任委員会が見に行かんで、何しよったかおまえっちゅっ

て。

○委員長（山本加奈子君） いや、行きたいって言ったんですけど、ちょっと卒業式の準備でいろいろ厳しかったんです。

○教育政策課長（吉開和子君） 失礼します。

○委員長（山本加奈子君） ありがとうございます。

○教育政策課長（吉開和子君） ありがとうございます。

○委員長（山本加奈子君） ちゃんと終わってなかった。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時26分